群馬自治

1月号

令和6年
No.379

群馬県町村会・群馬県町村議会議長会／発行・編集人 河野 哲也／〒371-0846 前橋市元総社町335-8 027-290-1352

特集 空き家再生と高付加価値旅行
國學院大學 教授 西村 幸夫

町村トップ通信 明和町／冨塚 基輔 町長

議長随想 中之条町／安原 賢一 議会議長

厳冬の夜明け

新井幸人氏の尾瀬シリーズ▶ 91

総合事務組合通信⑮ 「退職手当支給事務④」

未来への歩みをこれまでも、そしてこれからも

県内の人でも中々読めない、ましてや県外の人で読める人は皆無に等しい、その町の名は邑楽（おうら）町。しかし、一度覚えたら忘れない、ましてや住もうものなら離れられないこの町は、二年連続で街の幸福度ランキングで第一位の評価をいただきました（民間調査）。

そんな邑楽町は昭和四十三年（一九六八年）に町制を施行し、令和五年四月一日に町制施行五十五周年を迎えました。

町ではこの一年間さまざまな記念行事を展開しています。その代表行事が「五」に因んで令和五年五月五日こどもの日に開催された「鶉古城まつり～春の陣～」です。

「鶉古城」とは、鎌倉時代末期から安土・桃山時代ごろにかけて、現在の多々良沼公園（半島部分）内に存在したとされる中世の城。今は半島を南北に延びる高さ三メートル、長さ二五〇メートルほどの土塁と、その西側に沿って空堀が現存します。この地にはかつて徳川幕府御用鍛冶二代目康継の弟が滞在し、鍛刀を行っていました。鶉古城で鍛刀したとされる刀剣の中心には、幕府御用鍛冶の証である「葵紋」と「康継」の文字が刻まれています。

イベント当日はスタンプラリー、記念印（御城印・武将印）販売、キッチンカー出張販売、eスポーツ体験会、抜刀術演武や体験イベントなど他にも数多くの催しが行われ、町内だけでなく町外からも数多くの来場者が訪れ盛大に開催されました。

また、記念行事の一つとして令和六年一月二十日には、町の公式キャラクター「オーランドさん」のお誕生日会も開催されます。

そんな邑楽町は、これまでも町の発展や自然、文化の保存のために多くの町民のみなさんが力を合わせ、さまざまな課題を乗り越えてきました。

これからも先人たちが築きあげた歴史や文化を受け継ぎ、次世代を担う子どもたちが夢や希望を持ち成長できるよう、邑楽町第六次総合計画のまちの将来像である「やさしさと活気の調和した夢あふれるまち〝おうら〟」を追い求めていきます。

（邑楽町役場 企画課 小沼 勇人）

本誌は再生紙を使用しています。

個性溢れる地域づくりのために

群馬県町村会長
（甘楽町長）
茂原荘一

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

皆様におかれましては、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の取扱いが、二類から五類に引き下げられ、コロナ禍の収束に向けて社会が動き出した年でした。

また、昨年、群馬県が公表した二〇二二年の出生数は一〇六八七人と過去最低となり、少子化の加速が止まらず、社会、経済、地域など様々な分野に深刻な影響を及ぼしています。地域に暮らす若い世代が明るい未来を展望できる社会を実現し、地域を振興発展させるために、様々な取り組みを行っていかなければならないと気持ちを新たにしております。

町村は、急速な少子化や人口減少、基幹産業である農林業の衰退など多くの課題を抱えており、また、総じて税源に乏しく、財政運営は厳しい状況にあり、加えて物価や燃料費の高騰による経済活動への影響が深刻化しています。

そのような大変厳しい状況にはありますが、東京一極集中を是正し、分散型の国づくりを強力に推進するため、デジタル技術等を活用しながら地域活性化と地方創生を推し進めていきたいと考えています。

一方で、町村は、文化・伝統の継承、食料の供給、水源涵養、自然環境の保全等、国民生活にとって極めて大きな役割を果たしていると自負しております。我々町村長は、今後もこれらの役割を全うしていくために、町村長相互の連携を一層強固なものとし、直面する課題に積極果敢に取り組み、地域特性や資源を活かした施策を展開し、豊かな住民生活と個性溢れる多様な地域づくりに邁進する所存ですので、なお一層のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、各町村の益々の発展、皆様のご健勝とご多幸をご祈念申し上げ、新年に当たってのご挨拶とさせていただきます。

謹賀新年

令和六年元旦

【群馬県町村会】

会長　茂原荘一（甘楽町長）
副会長　熊川　栄（嬬恋村長）
〃　堤　盛吉（昭和村長）
理事　柴﨑徳一郎（吉岡町長）
〃　田村利男（神流町長）
〃　後藤幸三（高山村長）
〃　中澤恒喜（東吾妻町長）
〃　外山京太郎（川場村長）
〃　栗原　実（板倉町長）
〃　村山俊明（大泉町長）
監事　黒岩信忠（草津町長）
事務局長　河野哲也
外職員一同

登り竜のような飛躍の年に

群馬県町村議会議長会長
（玉村町議会議長）
石内國雄

明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、新春を晴々しい気持ちでお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年を振り返って

昨年は「令和」に改元後初めての統一地方選挙の年でした。本県では二十三町村の内、統一選を含め十六町村で議会議員選挙が行われ、新たな顔ぶれで町村議会体制がスタートしております。

私事でございますが、長らく群馬県町村議会議長会長を務められた上野村故仲澤太郎議長の退任に伴い、五月二十九日の臨時総会において群馬県町村議会議長会長に選出頂いた年でもありました。

就任いたして早八か月目を迎え、日々重責を感じるとともに、周囲の皆様の温かいご支援・ご協力に感謝いたす次第です。

昨年は、皆様の町村でも五月の新型コロナウイルス感染症の五類相当への移行を経て、行事やイベント等が四年ぶりに制限なく挙行できたのではないでしょうか。

本会でもコロナ禍の下で止む無く中止や人数制限を行っていた行事や研修会について、コロナ禍以前のように制限なく開催することができ、人と人とが相対した交流ができる喜びを改めて感じております。

町村議会の現状認識と課題

さて、第三十三次地方制度調査会の答申では、議会議員の構成は住民の構成と比較して、女性や若年層の割合が極めて低いなど、多様性を欠く状況が続いていることへ言及があり、そのことが住民の議会に対する関心を低下させ、住民から見た議会の魅力を失わせているとの指摘がありました。

また、議員報酬が低水準であることが議員のなり手不足の要因であることも指摘されているところですが、議員報酬の適正化に向けた議論の醸成を図るには、何よりも住民に開かれた議会、住民が参画できる議会を目指さねばなりません。

多様な人材が議会へ参画できる環境整備を図るために、先進的・効果的な取組みを行っている議会について、全国町村議会議長会等関係団体とも連携を図りながら本会も調査・研究に一層取組んで参ります。

飛躍の年に

本年の干支は、「甲辰」（きのえたつ）であります。

辰（竜、龍）は十二支の中で唯一空想上の生き物で、隆盛の象徴でもあります。

竜が天に登るように課題や困難を乗り越えて実りある飛躍の年にしたいものです。

たくさんの夢が叶えられますよう

つらい日もあるかもしれませんが

どんなときでも前向きに

しあわせな令和六年でありますように

結びに

議会は地方公共団体の重要な意思決定や、行政の監視機能を十分に発揮するためになくてはならないものです。

今後も各町村議会の発展と議会機能強化のため、微力ながら尽力して参りますので、皆様の更なるご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

結びに皆様のご健勝とご多幸を祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。

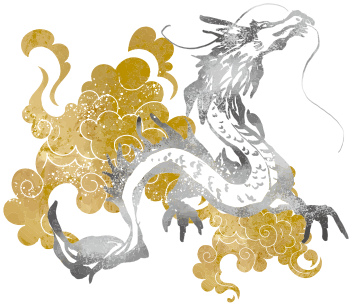

謹賀新年

令和六年元旦

【群馬県町村議会議長会】

会長　石内國雄（玉村町議長）
副会長　黒岩巧（長野原町議長）
〃　坂本英夫（神流町議長）
理事　生方勇二（榛東村議長）
〃　佐藤博（下仁田町議長）
〃　安原賢一（中之条町議長）
〃　萩原正信（片品村議長）
〃　石坂武（みなかみ町議長）
〃　渡邉明（大泉町議長）
〃　黒田重利（邑楽町議長）
監事　佐藤聡一（東吾妻町議長）
〃　小林武雄（板倉町議長）
事務局長　河野哲也
外職員一同

町村トップ通信

オールインワンのまちづくり

明和町長　冨塚　基輔

群馬県の東南端に位置する明和町

明和町は、人口約一万一千人、面積一九・六四平方キロメートル、東西が一一キロ、南北が三キロと横長の形をしており、高低差はほとんど無く、赤城山や日光連山が遠くに見える平坦な町です。これといった観光地はありませんが、南を流れる利根川に大自然の片鱗が覗けます。

多くの人でにぎわう明和町

また、東武伊勢崎線川俣駅、東北自動車道、国道一二三号が通り、交通条件に恵まれております。

先ずは町の顔である駅から

平成二十八年、橋上駅舎となった川俣駅の竣工式が行われました。私がまだ議員時代から駅の橋上化を進めていましたが、多くの方々から「そんなの出来るわけがない」と鼻で笑われていました。しかし、国と県の協力とともに立地適正化事業（コンパクトシティ）として行い、駅の橋上化が実現しました。

また、駅の東西にはロータリーが整備され、駅を使う利便性が格段に向上しました。さらに西口には、旧駅舎跡地を利用してトイレ、待合スペース、情報発信を設けた駅前プラザ「メイちゃん家」を設置しています。

駅の周りに住民の皆様の求める物を

子供から高齢者まで全ての町民が、健康で、安心して、住み慣れた地域でずっと元気に暮らして欲しい！その思いを形にしたのが、駅東口の医療複合施設「明和メディカルセンタービル」です。医療施設である「明和セントラル病院」や「明和赤ちゃんこどもクリニック」などは大盛況をいただいており、お陰様で竣工から二年を迎えました。

高台歩道で駅舎から繋がるメディカルセンタービル

また、医師が二十四時間常駐する病院と町保健センターが連携をすることで、皆様がいつでも医療を受けられる体制を整えるほか、食生活指導や生活の相談など健康づくりのお手伝いを行い、安心して生活できるようサポートしております。

今後は、病院東側に民間資金で健康診断棟を建設し、人間ドックや町の健診を専門に行える新たな棟が、町民の皆様の健康を守ります。

いよいよ天然温泉が！

駅の西口には、天然温泉付きビジネスホテルの工事が順調に進んでおります。ホテルに向かって駅から高台歩道（ペデストリアンデッキ）が繋がり、病院と駅とホテルが一体となった大型防災施設が民間の事業とともに出来上がってまいります。

病院やホテルなどといった駅前開発は、国の補助金をいただきながら「明和町」・「（株）邑楽館林まちづくり会社」・「明和町土地開発公社」・「河本工業（株）」の四者で、明和町初の官民連携事業として建設しています。

コストコの進出

令和五年春、誘致活動に五年がかりで挑んだ「コストコホールセール群馬明和倉庫店」がついにオープンしました。連日に渡り一万人以上の方々が明和町に足を運んでくださっています。皆様に、明和町の魅力をいかに見せられるか、移住に繋がるような仕組み作りも必要になります。

また、一方では財政力を上げるために町の東西に工業団地を作り、開発を進め、優良企業の誘致を今後も行ってまいります。

これからの明和町

明和町では、働く場所があり、買い物や食事ができ、子育てに優しく、教育も福祉も医療も充実した安全安心な町「オールインワンのまちづくり」を目指しております。その実現のため、工業団地による地元での就業場所の確保、町の財政基盤の確立、街中の防犯カメラ百二十機体制による犯罪対策、東西ふれあいセンターによるコミュニティづくり、川俣駅橋上化による町玄関口やメディカルセンタービルの医療供給体制の確立、駅前に温泉付きビジネスホテルの誘致、子どもの第三の居場所設置…と、夢はまだまだ続きます。今後の明和町の発展をご期待ください。

空き家再生と高付加価値旅行

國學院大學　教授　西村　幸夫

増え続ける空き家の再生問題は全国的な課題となっている。とりわけ条件不利地域にとっては集落の存亡にかかわる問題である。夜間に灯りがつかない屋敷が点在する光景はあまりにやるせない。このことと高付加価値旅行とがどのように関係するのか、いぶかしく思う向きもあるに違いない。しかし、突き詰めて考えると両者には思いのほか共通点が多い。

観光庁によると、二〇一九年現在、一回の旅行消費額が一人当たり百万円を超えるようないわゆる高付加価値層というのは、訪日旅行者の一パーセント、二十九万人に過ぎないが、その消費額は約十一・五パーセント、総額五千五百億円を占めているという。そしてそうした層の人々は、一般的に知的好奇心や探求心が旺盛で、地域の文化や伝統に関心が高く、自然や食も含めて、本物志向が強いといわれている。特に地域の日常生活の実感への関心が高く、スピリチュアルな体験を大切にするという傾向が強いといわれている。一方で、居心地のいい場所でゆっくりと長期滞在するという傾向もある。

つまり、有名観光地を巡るサイトシーイングではなく、リトリートに適した自然や文化、伝統を感じさせる土地への関心が高く、そこでの日常生活などの文化、つまり自分たちの文化とは異なる世界観が生み出す異日常の姿が求められているのである。

こうしたことを踏まえて、観光庁では高付加価値旅行者を「地域の伝統、文化等の体験を通じた地域経済の活性化、文化・伝統の未来への継承という観光の本質を体現してくれる人々」とまで表現している。こうした旅行者をたんに富裕層として捉えるだけでなく、日本のファンのすそ野を増やしてくれるための山の頂だと考えるとわかりやすい。山は高ければ高いほど、すそ野も広がるからである。

これまで日本の観光政策はすそ野を広げることに関心を絞ってきた感がある。たとえば自然公園にしても、ひろく国民全体に美しい自然を享受してもらうことが政策の基本であった。そのこと自体は間違っていないが、すそ野だけに着目していたのでは、観光全体の底上げをすることが難しいという事実にはこれまで関心が向いていなかったと言わざるを得ない。日本人の観光のイメージ自体、横並び感覚が強く、残念ながら発想が限定されていたのである。

高付加価値旅行というものを再度見直して、山の頂を高める工夫をすることは、単にインバウンドの旅行者数だけを誇るのではない、量から質への観光政策の転換にも寄与することになる。

そうした意味で地方にも関係が深いはずの高付加価値旅行ではあるが、現状では高付加価値旅行者の滞在地はまだ大都市に偏っている。したがって消費も大都市での消費に偏っている。その原因は、地方部の情報が不足していることや高付加価値旅行者を安心して受け入れることができる人材が不足していること、海外の有力な旅行業界との人脈が不足していることなどが挙げられるが、なかでも問題なのは、地方部には高付加価値旅行者を受け入れることができる宿が限られている点がある。いかに地方部に高付加価値旅行者が来てくれたとしても、その地に宿泊してくれない限り、地域における消費の総額には限界がある。

こうした旅行者を地方へ呼び込むために観光庁は二〇二二年五月に「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりに向けたアクションプラン」をとりまとめている。同アクションプランの中では高付加価値旅行者の中でも特に消費額が大きいハイエンド層（訪日旅行一回につきひとりあたりの総消費額が三百万円以上の層）まで呼び込むことができるような地域づくりを目指すとしている。

その中で二〇二二年度末までに全国十か所程度のモデル観光地を選定して、翌二〇二三年度より施策を集中的に実施するとしている。

こうしたアクションプランをもとに二〇二三年三月に応募があった六十二件のうち、整理統合なども行って、以下のモデル観光地十一か所を選んでいる。

「・東北海道エリア：世界に認められた手つかずの大自然～希少動物と人間の共生～
・八幡平エリア：数千年前の日本の文化が残る地
・那須及び周辺地域エリア：日本有数の広大な扇状地、街道が育んだ生活文化～訪れる人住まう人に優しいロイヤルリゾート～
・松本・高山エリア：日本の尾根が抱く森、雪、溢れる水と共にある生活～街道、城下町などが育んだ包摂性の高い社会、文化、歴史的景観～
・北陸エリア：日本有数の霊峰白山の恵みが育んだ多様な文化～北前船の交易や武家による培われた豊かな文化と持続可能な

社会〜
・伊勢志摩及び周辺地域エリア：日本神道の聖地・伊勢神宮を核とする参拝文化と一体となった自然、生活
・奈良南部・和歌山那智勝浦エリア：古来からの巡礼と暮らしが共存する世界有数の地域
・せとうちエリア：世界に類を見ない多島美と、暮らし、アートの融合
・鳥取・島根エリア：日本の紀元・神話の國
・鹿児島・阿蘇・雲仙エリア：世界有数の火山と共にある信仰・営みが調和した循環・再生の仕組み、武家の精神性
・沖縄・奄美エリア：琉球の精神性、自然環境、歴史的景観に触れる世界有数のブルーゾーン、well-being の島」

このほか、継続検討すべきエリアとして、山形（鶴岡・西川・庄内）、佐渡、山梨富士山麓エリアを挙げている。

これらのモデル観光地のキャッチフレーズの中にも生活や文化、信仰や精神性といった文言が溢れている。エリア自体もいわゆる過疎地が数多く含まれている。むしろ過疎地だからこそ、豊かな自然環境が保たれており、古くからの生活文化が残されているとも言える。

課題としての宿も、たんにラグジュアリーホテルだけなく、空き家となった古民家も有力な候補となり得る。むしろ世界共通仕様の無国籍で標準的なホテルであるよりも、日本ならではの和風住宅の文化を味わいたいような旅行者こそ、高付加価値旅行者だといえるだろう。

また、古民家は滞在日数が比較的長い民泊など、より広い層の旅行者へも対応できるだろう。空き家再生と高付加価値旅行とは意外に相性がいいといえる。

周知のように二〇一七年に住宅宿泊事業法、いわゆる民泊新法が制定され、次いで翌二〇一八年には旅館業法が改正された。これらの手立てによって、一定の制限の下での住宅の宿泊事業への転用が認められ、従来は旅館では最低五室、ホテルでは最低十室と定められていた最低客室数の規程が廃止され、フロントやトイレの設置基準が緩和されるなどの大きな動きがあった。これらの法改正も、一棟貸しなど空き家となった古民家の宿泊施設への転用には有利に働くことになる。

事実、民泊新法制定の契機となった兵庫県丹波篠山市の山間部、都心から約五キロメートルのところにある集落丸山の一棟貸し民家二軒は二〇〇九年に国家戦略特区のひとつとして地元の村人たちを中心に営業を始めている。当地での滞在の楽しみ方として、「ひとりの村人として、何もない時間をお過ごしください」（集落丸山 website より）とある。同じく同サイトには、ここで体験できることとして以下が列挙されている。

「・村の散歩
・薪割り
・木や竹のおもちゃ作り
・ピザ窯体験
・レンタサイクル
・たけのこ掘り（四月中旬〜五月初旬）
・クリンソウ群落への山登り（五月初旬〜）
・ホタル観察（六月下旬）
・「黒豆の枝豆」収穫体験（十月初旬〜二十日頃）」

まさしく日常の生活そのものを文化として楽しもうという趣旨である。

一棟貸の料金は、定員六名までで、一棟一泊朝食付きで四万四千円となっている。朝食は専門の料理人が監修した村人の手料理となっている。集落には宿が生まれて以降、蕎麦懐石の店とフランス料理店の二軒がやってきた。蕎麦懐石店はミシュランの一つ星を取っている。

ここには生活文化の旗印を打ち立てた空き家再生の戦略が明白である。

過疎地の空き家再生という身の回りの課題を、たんに身の回りの知恵だけで解決しようとするのではなく、高付加価値旅行といったまったく別の視点から眺めてみると、地域の新しい可能性が生まれてくるのではないだろうか。

プロフィール

西村幸夫（にしむらゆきお）

1952年福岡市生まれ。工学博士。東京大学卒、同大学院修了。専門は都市計画。歴史的都市の保全を軸としたまちづくり。日本イコモスの委員長を経て顧問に。国際イコモスの元副会長。東京大学助教授、教授、副学長等を経て、2020年より國學院大學教授、現在は2022年に開設された観光まちづくり学部長。東京大学名誉教授。近著に『都市から学んだ10のこと』（学芸出版社、2019）、『県都物語』（有斐閣、2018）など。

令和６年度　県予算編成・施策に関する要望活動を実施

昨年十月二日、山本知事に対し、群馬県の令和六年度予算編成に伴い、県内町村が直面している諸課題に関して特段の配慮を求める政策提言的な要望活動を行った。

なお、要望内容及び要請事項については、次のとおり。

令和６年度　県予算編成及び施策に関する要望

県内町村の行財政運営につきましては、平素から格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

県内町村の多くは、農山村や中山間地域にあり、都市とは地理的に離れているものの、地場産品や観光資源に恵まれ、豊かな国民生活を支えている魅力的な地域であります。

しかしながら、急速な少子高齢化、深刻な人口減少による地域活力の低下に加え、税源に乏しく脆弱な財政基盤、基幹産業である農林業の衰退など、自治体として極めて厳しい状況に置かれております。

このような状況下ではありますが、我々町村長は、近年頻発する大型台風・記録的豪雨等による大規模災害や新たな感染症という目に見えない脅威などから住民の命と暮らしを守りつつ、県内二十三町村が一丸となって、県と共に地方創生への実現に邁進していかねばなりません。

町村が進める地方創生の取組は、地域の特徴を活かした自律的で持続的な社会づくりの基礎であり、活力ある国づくりの実現につながるものであります。

今般の要望事項につきましては、「地方交付税等の一般財源総額確保」をはじめ、町村にとっては、どれも必要不可欠なものでありますので、特段のご高配をお願い申し上げます。

特に、地方交付税の総額確保については、財政基盤が脆弱な町村が地方創生の取組みの中で、自主性・主体性を発揮して地域づくりが行えるよう、県におかれましても全力でご対応いただければ幸甚に存じます。

また、円安やロシアのウクライナ侵攻による燃料や資材価格、飼料・肥料価格の急激な高騰が県内経済に及ぼす影響は大きく、中小企業、農林業等、地域を支える幅広い業種で厳しい経営環境が続いておりますので、この難局を克服するため、県におかれましても、万全の措置を講じられますよう切にお願い申し上げます。

1、既存路線の補助額の増額及び新規路線の設置について

知事戦略部

高齢化社会及び脱炭素化社会を目指す現状において、持続可能な街づくりのために公共交通の果たす役割は、ますます重要になっています。

複数の市町村において、市町村内の移動の確保対策として、コミュニティバスやデマンドバスを運行しております。

その施策をより効果的にするためには、複数市町村をつなぐ路線バスや鉄道などの幹線交通が充実していることが重要となります。

群馬県では令和五年三月に地域公共交通計画を策定し、重要な幹線交通を位置づけ、補助を行っていただいているところですが、公共交通の一層の充実のためにも、補助額の更なる増額や新規路線の補助要件の緩和や支援を要望いたします。

2、DX推進に係る専門人材の人的支援について

知事戦略部

自治体DXの推進においては、デジタル専門人材の適切な配置が求められており、十分な能力・スキル・経験をもつ職員の配置が困難な場合は、外部人材の活用を検討することとなっています。

つきましては、自治体の業務内容を熟知している県職員が各町村を回り支援することで、町村の職員がノウハウを習得できる体制づくりを要望いたします。

3、情報システムの標準化・共通化及びガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行について

知事戦略部

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四〇号）第二条第一項に規定する標準化対象事務について、国は「情報システムによる処理の内容が各地方公共団体において共通化し、かつ、統一的な基準に適合する情報システムを利用して処理することが住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与する事務」という観点から、令和七年度末までに標準化移行することとされています。

また、情報セキュリティ対策により、デジタル庁が調達するガバメントクラウドを利用することが前提となっています。

その移行に伴う経費について、総務省は地方公共団体情報システム機構に基金を創設し、各地方公共団体に財源手当をしていますが、その財源手当では到底賄うことができず、町村において多額の一般財源を投入せざるを得ません。

つきましては、この事業を実施するための財政負担の軽減を求め、追加の財源手当をしていただけるよう国への働きかけを要望いたします。

4、地方交付税等の一般財源総額確保について

総務部

人口減少・少子高齢化へ対応するとともに、地方創生の更なる推進を図るため、町村が自主性・自立性を発揮し様々な施策を着実に推進していくためには、継続的に安定した一般財源の確保が必要なため、「デジタル田園都市国家構想事業費」及び「地域社会再生事業費」を拡充・継続するなど、地方交付税等の一般財源の総額を確実に確保することについて、引き続き国への働きかけを要望いたします。

なお、過去に大幅に縮減が行われた段階補正の復元については、一部に留まっているため、全額復元に取り組むことも併せて国への働きかけを要望いたします。

5、地方税の税収確保対策に係る群馬県税務職員の市町村派遣制度等の継続について

総務部

県が実施する地方税収確保対策の様々な取り組みのうち、税務に精通した県職員の市町村派遣制度は、これまで県と市町村との連携により徴収実績の向上に多大な効果を発揮しております。

また、地方税対策会議及び地方税徴収対策推進会議等の活動においても、県と市町村との交流はもとより、市町村間でも担当職員相互の交流が図られ、県と市町村及び市町村間の連携強化による協働作業は、着実に地方税全般の収入増に繋がっております。

新型コロナウイルス感染症の影響は落ち着いてきましたが、昨今の国際情勢の影響による物価高騰など経済が不安定のなか、調定額の減少や徴収猶予などによる収入未済額の増加など厳しい状況が想定されますが、引き続き、町村として健全な財政運営を継続し、地方分権、地方創生を推進していくためには、確実な自主財源の確保が必要であり、そのためにも、適正公平な賦課徴収に基づいた厳密な債権管理に努めるとともに、目標達成に向けた進行管理の徹底、中核職員の意識・技術の向上、広域的な取り組みによる連携をより強固にすることなど、税収確保体制を従前にも増して強化・整備していく必要があります。

つきましては、町村としても、さらに担当職員の資質向上や税収確保体制整備に尽力してまいりますので、県と市町村及び市町村相互が連携した税収確保体制の強化を図り、地方税収の継続的な増加に繋がるよう、県におきましても令和五年度以降も人員削減することなく、専任組織による県税職員の派遣、合同滞納整理、合同公売や実務研修制度の実施、また、相互に課題を検討及び解決するための体制を強化し、県と市町村が連携した税収確保体制の充実強化を図ることを引き続き要望いたします。

6、「群馬県避難ビジョン」における広域避難への取組の着実な実現について

総務部

近年、地球温暖化の影響で豪雨災害が頻発し、その被害は深刻さを増しています。

各自治体では個人広域避難を強力に推進し、地域内の新たな緊急避難場所の整備等にも努めておりますが、自然災害の発生状況に加え、新型コロナウイル

ス感染症の拡大により避難時の感染症拡大防止対策がこれまで以上に求められており、地域外の公的な広域避難場所の確保・拡充も急務となっております。

県では、群馬県避難ビジョンの実現に向け、県、市町村、関係団体による「群馬避難総合対策チーム」を設置し、具体的な取組みを進めており、広域避難が必要となる市町村の広域避難計画の作成に向け支援することとしています。

引き続き、県民が避難行動を適切に行えるよう体制整備を進めていただきますよう要望いたします。

また、県有施設の広域避難場所としての確保及び県職員における避難場所開設についても検討事項としていただけるよう併せて要望いたします。

7、防災士養成講座の継続について

総務部

災害時において、地域共助の取り組みにより救出されたケースが多数あり、より一層の地域防災力強化が必要とされています。このような状況下において、地域防災リーダーの不在や自主防災組織の高齢化等の課題を抱えています。

また、「令和元年東日本台風」では甚大な被害が発生しましたが、今後も様々な災害がいつ身の回りで発生してもおかしくない状況で「人の命」を守るためには、最新の防災知見を習得している地域防災リーダーの活動による減災や地域防災力の向上が望まれます。

そのため、地域防災リーダーの養成が必要であり、今後も、防災士養成講座を、現在の負担金額以下で受講できるよう継続を要望いたします。

8、外国籍住民に対応する通訳職員確保への財政支援について

地域創生部

国際化の進展に伴う外国籍住民の増加により、外国人への正しい行政情報の提供や外国人からの問合せや相談に応じるため、市町村においても翻訳・通訳を行う通訳職員の雇用についての需要が高まっています。

県においては、積極的な外国人材の受け入れと多文化共生・共創の推進により、ぐんま外国人総合相談ワンストップセンターを設置するとともに、市町村からの依頼による翻訳などにも対応いただいています。また、国においては、外国人受入環境整備交付金により自治体の外国人対応に係る財政支援がありますが、交付金の対象とならない通訳職員も雇用せざるを得ない場合もあります。

引き続き、外国籍住民が増加し、多国籍化・多言語化への対応を推進するためには、さらなる通訳等の財政負担の増加が見込まれます。

つきましては、国の外国人受入環境整備交付金に追加・上乗せする県独自の補助制度等の創設について要望いたします。

9、過疎地域持続的発展支援交付金に係る県費負担制度の創設について

地域創生部

過疎地域町村では、空き家を貴重な地域資源としてとらえ、空き家バンク制度等による移住・定住施策を推進しています。

特に過疎地域持続的発展支援交付金の定住促進空き家活用事業による空き家改修は、資金力に乏しい若年層の移住希望者の重要な受け皿となること、また、新たに住宅を建設するよりもはるかに安価で改修できることから積極的に整備を進めている町村もあります。

交付金の上限金額は一戸当たり四〇〇万円となっていますが、空き家の改修は一般的な新築工事と違い解体処分や現場に合わせた調整が必要で時間と金額がかさむ傾向にあります。

特に近年は、建築資材が大幅に高騰しており、工事費用が増額しているため、交付金だけでは充分な改修が困難な状況となっています。

つきましては、国に交付金の上限の増額を要請いただくか、それが見込めないのであれば、県費負担制度の創設を要望いたします。

10、配偶者暴力相談支援センターへの財政支援及び多言語対応の充実について

地域創生部・生活こども部

相談員が被害者の心の拠りどころとなって日々、支援を行っている配偶者暴力相談支援センターでは、身近な相談窓口、緊急時における安全確保、地域における継続的な自立支援を担っており、今後、県内町村でも同センターの設置が進むことが予測されますが、現在、相談員が行う業務に要する費用については、都道府県、指定都市、中核市及び市には補助金の制度（困難な問題を抱える女性支援推進等事業費国庫補助金）がありますが、町村は対象になっておりませんので、町村においても、国費補助又は県費補助等の支援策が講じられるよう引き続き要望いたします。

また、国際化の進展に伴い、DV被害者の国籍も多岐にわたっていることから、保護施設等において外国籍被害者に寄り添ったきめ細やかな対応ができるよう、ぐんま外国人総合相談ワンストップセンターからの通訳派遣等の体制整備及び多言語対応の充実について併せて要望いたします。

11、消費生活センター運営経費に係る財政支援について

生活こども部

消費生活センターでは、地域の消費生活に関する相談を受け

付け、消費者被害の未然防止及び消費者トラブルの早期解決を目指していますが、近年の社会経済情勢の変化に伴い、相談内容が多様化・複雑化し、また、成年年齢が十八歳に引き下げられたことから、今後、若者の消費者トラブルの増加も懸念され、消費生活センターの果たす役割はますます大きくなっていくものと考えられます。

しかしながら、国の財政措置により消費者行政推進補助金として享受していた財政支援は活用期間が限られており、近年では、エネルギー価格や物価高騰の影響による厳しい財政運営の中、更なる負担が増大しております。

幼児期から高齢期までの幅広い年代における消費生活に関する知識の提供、様々な場における消費者教育の推進及び相談員の資質向上を図るため、消費生活センター運営経費に係る恒久的な国費又は県費補助金等の早急な財政支援を引き続き要望いたします。

12、消費生活相談員の育成と人材バンクの充実について

生活こども部

消費者の最も身近な相談窓口である消費生活センターでは、消費生活相談やあっせんに対応する消費生活相談員を配置し、その問題の解決に向けて尽力しております。

消費生活相談員は、専門的な資格を有し、消費者問題に関する法律や行政に関する幅広い知識が必要とされ、さらに消費生活に関する最新情報の収集力や問題解決のためのコミュニケーション能力など、相談員のスキルは日々の業務の中で積み重ねられていくものであると考えます。

県では、国が実施する「令和五年度地方消費者行政に関する先進的モデル事業（消費生活相談員担い手確保）」により、新たな相談員の掘り起こしに取り組むとしておりますが、継続して消費生活相談員を育成し、今後、市町村で相談員の補充が必要となった際は、すぐに適正な相談対応が可能なスキルを備えた相談員を確保できるよう、さらなる人材バンクの充実を要望いたします。

13、二次医療圏域における周産期・小児救急医療等の体制整備等について

健康福祉部

超高齢化社会を迎え、住民のみならず医療関係者も高齢化し、後継者不足から廃業する開業医も見られるようになってきており、町村の住民は医療受診にも苦慮しているのが現状です。

また、地域によっては、中核病院であっても医師不足等により提供できる医療を削減しなければならず、周産期・小児救急医療の現状において、安心した出産や小児医療専門の受診ができる環境にない状況も見受けられます。

少子化対策、人口流出対策及び子育て支援の観点からも、安心して出産・子育てのできる環境づくりのためには、少なくとも二次医療圏域内での周産期医療体制及び小児救急医療体制の地域的、体系的な整備をさらに推進する必要があると思われますので、医師の地域偏在解消策及び人材確保策並びに産後ケアに取組む医療機関の確保策も含めた十分な財政支援策を講じるよう引き続き、国への働きかけを要望いたします。

14、福祉医療費制度における現物給付制度の拡充について

健康福祉部

群馬県における福祉医療費制度については昭和四十八年に開始されました。今年一月の知事会見では、令和五年十月より高校生世代までの保険医療費を自己負担なしに拡充し、全国トップクラスの制度であると説明しています。一方で東京二十三区や栃木県全域、埼玉県内では三十三市町村で同等の補助制度があり子育て世代支援の差別化を図ることが難しくなっています。

そこで、今後さらに子育て世代支援の充実や他県との差別化を図るためには、利用者の利便性向上を整備していく必要があると考えられます。福祉医療費制度は医療機関での窓口負担が〇円になる現物給付と、窓口で一旦負担した後、申請を必要とする償還払いに分けられますが、全ての医療機関で現物給付を行うことが可能となれば、利用者は償還払いのため役所に来庁する必要がなく、一時立て替えの現金も不要となり利便性は大きく向上します。特に移住者にとっては移住前の医療機関で続けて受診した際も現物給付が利用できることとなり、他県にはない大きなメリットとなります。

令和四年度の群馬県実績では全体の福祉医療費給付申請件数の内、約三パーセントが償還払いを行っています。件数では十五万六千件を超える申請を各市町村で処理しております。

申請受付事務は領収書の管理や実績の入力など負担が大きく、現物制度を拡充することで業務効率化を図ることができます。

令和六年秋には健康保険証とマイナンバーカードの一体化が決定しました。また、デジタル庁ではマイナンバーカードを医療費助成の受給資格者証として利用する動きがあります。現物給付を全地域で行うことができれば、マイナンバーカード一枚で医療保険、医療費助成、現物給付まで総合的に管理することができ、利用者の利便性はさら

に上がるため現物給付制度の拡充を要望いたします。

15、市町村が実施する帯状疱疹ワクチン接種費助成事業に対する県補助事業の実施について

健康福祉部

帯状疱疹は、日本の成人の約九割が持っているといわれる水痘・帯状疱疹ウイルスが発症の原因で、誰もが帯状疱疹を発症するリスクがあります。予防としては、健康的な生活習慣を保つことが重要ですが、五十歳以上の方については、ワクチンを接種することで発症予防、重症化予防が期待できるとされています。

しかしながら、帯状疱疹ワクチンは、現在任意接種となっているため、高額な自己負担が必要となっています。

そのため、全国的に帯状疱疹ワクチン接種費用に対して助成事業を進める自治体が増えてきており、群馬県内におきましても、現在二十五市町村が実施しております。

また、東京都におきましては、令和五年度より帯状疱疹ワクチン接種費を助成する区市町村への補助事業を開始しています。

群馬県におきましても、県内市町村が実施する帯状疱疹ワクチン費用助成事業を後押ししていただけるよう、帯状疱疹ワクチン接種費用助成事業に対する県補助事業の実施を要望いたします。

16、保健師のへき地派遣制度の創設について

健康福祉部

市町村における保健師の役割は乳幼児や妊婦、成人、高齢者、障がい者など幅広い年齢層を対象としており、住民に身近な保健・福祉・サービスを担っています。

近年では、児童虐待や男女共同参画、職員へのメンタルヘルス教育など幅広い活動が行われており、保健・医療・福祉の橋渡し的な役割を担う場面も多くなってきております。

また、新型コロナウイルス感染症対策においては第一線で業務、危機管理など専門的・広域的な対応が必要な保健業務が主となっています。

しかし、新規採用は年々厳しさを増しており、募集に対して応募者がない状況が見受けられます。

地域社会や地域住民の健康維持、病気の予防などは都市部も山間地も格差のない水準の維持が必要不可欠ですが、交通条件や自然的・経済的・文化的諸条件に恵まれない山間地のへき地における保健業務は、保健師の確保の面について困難を極めています。

地域的格差を是正し、その水準の維持向上を図るため、群馬県立県民健康科学大学と連携し在学時から実習やスキルアップを行い、卒業後は群馬県職員として採用する保健師のへき地派遣制度を要望したします。

17、小規模特養に対する助成制度について

健康福祉部

小規模特養は、人口の少ない中山間地域等においても、あまねく介護保険サービスが行き届くよう、設置が認められた定員二十九名以下の小規模な施設ですが、職員の高齢化に伴う人件費率の上昇と併せて入所率（稼働率）がそのまま反映する不安定な介護報酬が課題となっています。

地域の社会資源や生産年齢人口の減少により担い手の確保が困難であることなど、経営環境が厳しい地域でも社会資源が継続されるよう、小規模特養の安定的な経営には県及び自治体が連携して必要な対策を講じていく仕組みが必要ではないかと考えます。

よって、社会全体で介護が必要な方やそのご家族を支えるという介護保険の理念を尊重しつつ、ひとり暮らし世帯、老々世帯でも安心して住み慣れた地域で終生過ごせるよう、小規模特養の基本報酬に一定のセーフティネットの要素を取り入れた県の補助制度や空床補償制度、一部の経営困難な地域（中山間地域）に対する県の補助などの助成を要望いたします。

18、館林邑楽歯科保健医療センター障がい児（者）歯科診療事業に対する助成について

健康福祉部

一般社団法人 館林邑楽歯科医師会が館林邑楽歯科保健医療センターにおいて行っている障がい児（者）歯科診療事業に対して、現在近隣の自治体である二市五町（館林市、太田市、板倉町、明和町、千代田町、邑楽町、大泉町）で事業助成を行っています。

事業助成については、六百八十二万八千円を二市五町の利用者割合により負担していますが、今後当該センターの診療設備の更新による助成額の増加も予想され、各自治体の負担増が懸念されます。

東毛圏域においては、公益社団法人 群馬県歯科医師会が前橋市の群馬県歯科医師会館内において行っている障がい児（者）の歯科診療への通院が難しい障がい児（者）も多く、館林邑楽歯科保健医療センターが障がい児（者）の歯科診療の中核機関となっており、障害者福祉の観点から、今後も当該センターの障がい児（者）歯科診療事業の安定的な継続運営が求められており、事業に対する県の財政的支援を要望いたします。

19、ヤマビル駆除対策等について

環境森林部

近年、野生鳥獣の増加に伴

い、ヤマビルの生息地が山林はもとより畑や人家付近に拡大しており、住民からの被害報告や相談とともに行政として対処するよう要望が強く寄せられています。

県内には登山者から人気のある山々も多く存在しますが、ヤマビルの活動が活発化する時期は、登山シーズンと重なるため、登山客数の減少が地域経済へ少なからず影響を及ぼすことも考えられます。

県におかれても、すでにヤマビル対策リーフレットやヤマビル対策動画などにより、県民全体で取り組むべき対策として周知いただいているところですが、県民や県外からの登山・観光客が安心して生活や登山・観光ができるよう、駆除対策に対する県費補助の創設や支援につきまして、引き続き要望いたします。

20、森林経営管理制度における市町村業務マニュアル及び森林環境譲与税の活用に関するガイドライン等の作成について

環境森林部

平成三十一年四月に森林経営管理法が施行され、森林所有者に適切な森林の経営管理を行う責務が明確化されるとともに、所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合には、市町村が所有者から委託を受け管理を行い林業経営の効率化及び森林管理の適正化を一体的に促進する「森林経営管理制度」が創設されました。

また、同制度の推進等に充てる財源として、令和元年度から森林環境譲与税が市町村に譲与され、同制度に基づき市町村が実施する森林管理など、森林の整備及びその促進に関する施策に充てることとされておりますが、新たな事業を実施するための人員の不足や専門職員の不在もあり、制度の理解を始め、業務の遂行に苦慮しております。

つきましては、専門知識のない職員でも理解できる「森林経営管理制度における市町村業務マニュアル」や県として統一的な譲与税の活用に参考となる「森林環境譲与税の活用に関するガイドライン」等を作成されますよう要望いたします。

21、森林環境譲与税の譲与基準の見直しについて

環境森林部

森林環境譲与税は、我が国の温室効果ガスの排出削減や自然災害の防止等を図るため、森林整備等に必要となる地方財源を安定的に確保する観点から創設されました。国から配分される市町村への森林環境譲与税の使途は、間伐などの森林整備、人材育成や担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等に関する費用に充てることとされています。

森林環境譲与税の譲与基準は、十分の五の額を私有林人工林面積、十分の二の額を林業就業者数、十分の三の額を人口で按分して算定・配分されるため、人口の多い都市部への配分が多くなることや、森林整備には使われずに基金に積み立てられているなどの問題が指摘されており、現行の譲与基準を維持したままでは、早急な森林の整備を必要とする地方自治体への適正な配分が行われず、防災上の観点からも、森林整備を促進する財源とされた趣旨を損なうことが懸念されています。

つきましては、森林環境譲与税について、森林整備に係る財政需要の大きな地方自治体に対し、より手厚い配分がなされるよう、譲与基準の見直しについて国に働きかけていただきますよう要望いたします。

22、プラスチック資源の分別収集及び分別収集物の再商品化に係る費用の支援について

環境森林部

プラスチックは、現代社会に不可欠な素材である一方、二〇五〇年カーボンニュートラルや新たな海洋汚染をゼロにする大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの達成など、プラスチックをとりまく様々な環境問題に対応していくには、プラスチックの資源循環を行い、循環型社会を目指していくことが必要と考えています。

令和四年四月に施行されたプラスチック資源循環促進法では、市町村は、その区域内において、容器包装のみならず、製品も含めたプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされました。

また、これに伴い、市町村はプラスチック容器包装廃棄物（ペットボトルを除く。）とそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物を一括又は別々に分別収集し、容器包装リサイクル法の指定法人に委託する方法又は国から再商品化計画の認定を受ける方法により、再商品化することが可能になりました。

つきましては、プラスチック資源循環の促進を図るため、プラスチック資源の分別収集及び分別収集物の再商品化に要する収集運搬や選別保管に係る費用について、補助金などの支援を要望いたします。

23、保安林の積極的な間伐、皆伐、植栽事業の実施施策及び保安林所有者への働きかけや指導等の要望について

環境森林部

群馬県は、県土面積の三分の二が森林で、林野率六七パーセントと関東一の森林県です。

そのうち群馬県の保安林面積

は、約二三四五九二ヘクタールで県の林野面積の約五五パーセントを占めております。

保安林は、水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するために、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林等の県等による指定保安林制度が実施されており、また、市町村の固定資産税も免除され、公益目的を達成する使命を担った山林と位置づけられております。

しかしながら、高齢化等による所有者の管理不足や林業者の減少などで保安林内の森林整備がされていなかったり、皆伐時期を超過していたりなど、公益目的を達成できない不安定な保安林が増加しており、杉や桧の植栽も多い保安林は花粉症問題の要因ともなっております。

このような状況において、所有者による森林整備は非常に厳しい状況なので、保安林指定及び許可権者である県におかれましては、保安林が災害の前兆箇所や花粉症問題の要因とならないように公共事業等による積極的な間伐、皆伐、植栽事業の実施施策を行っていただきたく要望いたします。

また、保安林の各種森林整備事業の実施において整備が遅れている保安林所有者に対しては、公益目的を達成する使命がある保安林であることから、引き続き適正な管理が行われるよう所有者への働きかけ等を行っていただきたく併せて要望いたします。

24、野生動物の食肉利用に関する放射性物質検査費用の補助制度の創設について

環境森林部・農政部

近年、特にニホンジカは個体数の増加による被害拡大が群馬県全域で問題となっており捕獲数も多くなっています。

県のニホンジカ適正管理計画によれば西部地域の地域個体群の健全な個体数の維持のためには県全体で年間一万五千頭の捕獲が必要と算定されています。

一方で捕獲した個体は福島第一原発事故に伴い出荷制限の対象となっているため、野生獣肉の出荷はできず、現状は埋設等により廃棄処分されています。

出荷制限を一部解除するには、捕獲個体の全頭検査が必要となってきますが、検体の処理や検査機関へ発送の際に市町村職員の立会いが求められているなどハードルが高く、検査の費用も高額で、実際の運営を考えるととても現実的とは言えず、ほとんど整備は進んでいない状況となっています。

加工施設の整備は補助金もあり、国産ジビエの認証制度などもありますが、現状のままでは民間事業者の参入は困難な状況となっています。

有害鳥獣を活用したジビエの振興が特定の事業者にとどまらず、広く普及することで、有害鳥獣の捕獲の推進や地域の産業創出による活性化を図るため、規制の緩和も必要と考えるが、まずは検査費用の補助制度の創設による支援を要望いたします。

25、生分解性マルチフィルムの利用推進について

農政部

農業の作物栽培には欠かせない農業資材（農業用塩化ビニール・農業用ポリエチレンフィルム）は、使用後、農業廃資材（廃棄物）として、事業者の責任で適正に処理することが法律で規定されています。これにより、市町村、農業者及びＪＡの負担で処理をしていますが、費用は年々増加傾向にあります。

こうした状況を踏まえ、県は、農業のグリーン化の観点から、環境に配慮された生分解性マルチフィルムについて、生産現地で実証し、資材特性や作業性、農作物の生育状況、費用対効果などを検証すると伺っております。今後、有益性などについて周知・普及をお願いするとともに、農業分野におけるプラスチック排出量削減が求められており、また農業資材や燃料等が高騰しているため、農業者が生分解性マルチフィルムの使用へ移行できるよう、県補助の創設や支援を要望いたします。

26、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の予算確保について

県土整備部

平成二十二年度に創設された社会資本整備総合交付金は基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備事業やソフト事業を総合的・一体的に実施することにより、自由度が高く、自治体の創意工夫を生かせる総合的な交付金として、また、平成二十四年度に創設された防災・安全交付金は地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策及び事前防災・減災対策並びに地域における総合的な生活空間の安全確保を集中的に支援する交付金として大きな成果を上げてきたところです。

引き続き、事業計画の目標を達成するため、必要な予算が確保されるよう国への働きかけを要望いたします。

27、強靱な道路ネットワークの構築について

県土整備部

県が推進する強靱な道路ネットワークの構築は、地域経済における多大な効果と県土発展にも寄与することから、引き続き、強靱な道路ネットワークの構築を推進されますよう要望いたします。

特に、知事が利根川新橋建設を表明したこともあり、新たな広域交通軸により、産業の活性化や企業誘致だけでなく、観光・交流人口の増加、災害時の広域

避難路・緊急輸送道路としての役割も期待されるため、利根川新橋建設の早期着工と県境を跨ぐ強靭な道路ネットワークの整備を併せて要望いたします。

なお、東毛広域幹線道路について、館林インターチェンジから板倉ゴルフ場入り口までの最終区間の四車線化は、企業誘致や宅地分譲の促進等による東毛地域をはじめ県内の経済発展に果たす役割が非常に大きいことから、早急に整備されますよう引き続き要望いたします。

また、吾妻地域の活性化に大きく寄与する上信自動車道については、嬬恋バイパス以西の整備区間の早期指定及び全区間の早期完成に関する国への働きかけを引き続き要望いたします。

28、道路の適正な維持管理について

県土整備部

県が管理する道路において、中央分離帯、植栽帯、縁石まわりの低木や雑草の繁茂により、市町村道との交差点部等においては、運転者からの視界が不良となっている状況や歩行者や自転車の通行に支障をきたしている状況が見られます。

道路利用者の交通安全確保及び道路周辺地域の環境整備のためにも、県管理道路の適正な維持管理を引き続き要望いたします。

29、河川の氾濫・越水対策及び河川の適正な維持管理等について

県土整備部

近年、全国的に大型台風の上陸やゲリラ豪雨の影響による河川の氾濫や越水が頻繁に発生していますが、地域住民の安全・安心な住環境の確保に向け、河川の堆積土除去、堤防の整備、排水ポンプの設置等、対策事業の一層の充実が図られるよう要望いたします。

また、氾濫・越水の危険性を減らすためにも、河川内の自生雑木の除去等、適正な維持管理を行うよう併せて要望いたします。

30、浄化槽エコ補助金制度の継続について

県土整備部

汚水処理人口普及率ステップアッププランに基づき、平成二十三年度に「浄化槽エコ補助金」制度が創設され、その後の継続実施の効果により、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換がより一層促進されております。

住民負担額を軽減する「浄化槽エコ補助金」を継続していただくことにより、県内市町村において合併処理浄化槽への転換が促進され、全国的に低い県の汚水処理人口普及率の向上と更なる公共用水域の水質保全が図られることが期待できますので、令和五年度までの重点補助にとどまらず、当該補助制度の長期継続を要望いたします。

31、浄化槽整備事業の見直し等について

県土整備部

浄化槽整備事業において、平成二十七年度から「新設設置」に対しての県費補助制度が廃止となりましたが、地域の特性から新設設置の割合が高い町村も見受けられます。

汚水処理事業を推進していくうえで、県費補助制度が無くなることは、町村及び設置申請者にとって大きな負担増となります。

汚水処理人口普及率を上げたことが財政的なマイナス要因になりかねない状況となり、新設設置申請者に対する説明に苦慮し、住民からも疑問の声が寄せられています。

加えて、新設設置に対する補助が、県外からの移住や定住の促進など、人口減少対策の一助になることも期待できますので、浄化槽整備事業における「新設設置」に対する県費補助制度の復活を引き続き要望いたします。

また、浄化槽の耐用年数は、一般的に躯体で三十年以上、機器整備類で七年～十五年と言われており、事業開始からの経過年数を考慮すると、今後の改築更新費用が大きな課題となり、財政的に大きな負担となることが予想されますので、今後さらに進んでいく浄化槽の老朽化に備え、必要な予算措置を講じるよう国への働きかけを要望するとともに、県としても新たな補助等の対策を検討されるよう引き続き要望いたします。

32、流域下水道市町村維持管理負担に係る財源確保支援について

県土整備部

流域下水道維持管理負担覚書の改正に伴い、受益者負担を原則とする維持管理費の負担に関し、流域下水道構成市町村の財政負担が大きく増すことを懸念しています。

流域構成市町村においては、人口減少等社会情勢の変化により使用料収入の減少が見込まれ、厳しい運営が続いておりますので、負担増に係る財源として、地方財政対策措置としての特別交付税等による財源確保策の国への働きかけや今後の円滑な下水道事業運営に繋がる覚書の改正について要望いたします。

33、市町村激甚災害時等の県代行災害復旧工事の創設について

県土整備部

近年の激甚災害において、専門的技術職員が少ない市町村は、災害復旧工事の実施に非常に苦慮する状況です。

また、こうした状況下では災害復旧の遅延により県民生活に影響をする事態も懸念されますので、一刻も早い復旧のため、激甚災害時等においては、市町村の災害復旧工事が代行して実施できる制度を創設していただきたく要望いたします。

34、県道の除雪対策強化のための除雪事業者支援対策について

県土整備部

平成二十六年二月県下全域を襲った大雪災害において、県道が通行止めになり孤立状況となった町村では死亡者が発生しました。

この大雪災害以来、群馬県におかれましても県道の除雪対策については積極的に行っていただいております。

しかしながら、除雪事業者からは高齢化や除雪オペレーター不足及び除雪機の維持管理コスト等で年々除雪体制の維持が厳しい状況との声が上がっております。

つきましては、除雪事業者の基盤の安定強化を図り除雪対策強化につながる為に、担い手育成や除雪機購入管理等の支援対策を実施していただきたく要望いたします。

35、外国籍児童生徒に対する支援について

教育委員会

小中学校に在籍する外国籍児童生徒は、人数も割合も増加傾向にありますが、日本語指導が必要な児童生徒に対しては、学校や社会に適応して学び、将来への希望が持てるよう行政が支援する必要があります。

しかしながら、市町村においては、通訳や日本語指導の対応等に苦慮しているため、外国籍児童生徒の学習・生活への支援の充実に向け、県による継続的な人的配置支援や財政支援の更なる充実を引き続き要望いたします。

36、学校給食にかかる財政支援について

教育委員会

ウクライナ情勢や新型コロナウイルス感染症の影響により食材の価格高騰はまだまだ続いている状況です。そんな中、全国において、給食費の無償化や地産地消・有機野菜の利用促進等が叫ばれています。

限られた財源の中で、国で定められている栄養価を満たし、かつ、安心安全な学校給食を提供するため、栄養士をはじめ、職員、調理員等日々苦慮しています。

割高な有機野菜や地元産・国産品をなるべく取り入れたいが、取り入れられないのが現状です。

今後も食材の価格高騰が予想され、どこの町村も給食費の値上げをせざるを得ない状況です。

給食費を値上げすることにより子育て世代の負担が増え、また、給食費を無償化している自治体においては財政負担の増加が見込まれます。

つきましては、安心安全な学校給食の提供及び少子高齢化対策の一環として子育て世代の負担軽減を図るためにも、国費又は県費補助金等の早急な財政支援を要望いたします。

37、信号機新設のための予算確保について

公安委員会

県内全域で考えますと、信号機新設の要望がある箇所に対し予算額が少ないと思われます。

信号機の新設に当たっては、全国統一基準である「信号機設置の指針」により設置の判断を行っているところだと思いますが、地域の実情に合わせて必要十分な予算の確保を要望いたします。

38、横断歩道等の道路交通法上の規制に関する路面標示の更新について

公安委員会

交通事故に関しては、高齢者や小学生等の児童が巻き込まれる痛ましい事故も多く、町村においても外側線や注意喚起に関する路面表示は設置及び更新をしています。

規制に関する路面標示は、交通安全上最も重要な交通安全施設となりますが、経年劣化により標示が薄くなっていたり、全く見えなくなってしまったりする標示も見受けられます。

つきましては、一層の交通安全を確保するためにも、認識しづらい規制に関する路面標示は、早期の更新を要望いたします。

当選町村長紹介

邑楽町
橋本　光規

一九七三年九月二十日邑楽町生まれ。五十歳。趣味はボディビル（平成九年群馬県選手権優勝）、古流武術（関口流抜刀術三段）。座右の銘は「和義（やわらぎ）」「以和為貴（わをもってたっとしとなす）」。感銘を受けた本は「砂漠の戦争」（岡本行夫著）、「悔いなく生きよう」（堀田力著）。

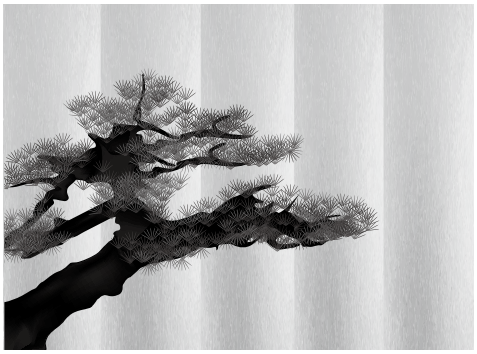

「県関係国会議員と町村長との意見交換会」及び「町村長研修会」を開催

～町村財政基盤の確立等について要請～

群馬県町村会は、昨年十一月十四日、東京・グランドアーク半蔵門において、新型コロナウイルス感染症対策及び経済対策、町村財政基盤の確立、行政のデジタル化施策の推進、本県の道路整備の促進、地域保健医療対策の推進並びに農畜産資材等の価格高騰への対応の早期実施に関して県関係国会議員へ要請するとともに、本県関係国会議員と二十三町村長が意見交換を通じて国・地方相互の理解を深め、今後の町村行政の運営に役立てることを目的として「群馬県関係国会議員と町村長との意見交換会」を開催した。

茂原会長の開会挨拶に続き、河野事務局長から要請事項の詳細説明の後、出席の国会議員各位から挨拶と要請事項に対するコメントがあった。

また、翌日は、次の講師による「町村長研修会」を実施し、その後、全国町村長大会に出席した。

『ふるさと財団事業について』

一般財団法人　地域総合整備財団（ふるさと財団）
理事長　末宗　徹郎 氏

『ウェルビーイングとまちづくり』

慶応義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科
教授　前野　隆司 氏

町村財政基盤の確立に関する要請

現在我が国では、人口減少・少子高齢化への的確な対応と地方創生、デジタル社会の推進等が喫緊の課題となっており、国、地方挙げて積極的に取り組んでいく必要があります。

さらに、公共施設等の老朽化対策や防災・減災対策、脱炭素社会の推進など、取り組むべき課題が山積し、町村の財政需要が増大しています。

町村が、自主性・自立性を発揮して、地方創生を積極的に進めていくとともに、地域の実情に応じた様々な行政サービスを着実に実施していくためには、偏在性の小さい安定的な地方税体系の構築や地方交付税の安定的確保等により、地方の一般財源を拡充し、町村の財政基盤を強化することが不可欠であります。

つきましては、町村財政基盤の確立を図るため、左記項目の実現を強く要請いたします。

記

一　地方交付税等の一般財源総額確保

人口減少・少子高齢化に的確に対応するとともに、地方創生の更なる推進を図るため、町村が自主性・自立性を発揮し様々な施策を着実に実施していくためには、継続的に安定した一般財源の確保が必要であることから、地方交付税率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。

また、「デジタル田園都市国家構想事業費」や「地域社

会再生事業費」を拡充・継続するなど、地方交付税等の一般財源総額を確実に確保すること。

なお、過去に大幅に縮減が行われた段階補正の復元については、一部に留まっているため、全額復元に取り組むこと。

二　ゴルフ場利用税の断固堅持

ゴルフ場利用税（交付金）は、市町村において極めて貴重な財源となっていることから、現行制度を断固堅持すること。

三　固定資産税の安定的確保

固定資産税は、町村財政を支える安定した基幹税であることから、国の経済対策に用いることや、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。

また、令和六年度の評価替えに当たっては、税収が安定的に確保できるようにすること。

行政のデジタル化施策の推進に関する要請

町村が、それぞれの地域の個性・特性を最大限に引き出し、地域の持続性を追求しながら、かけがえのない存在であり続けるためには、デジタルへの対応は必須であります。そのため、町村においては、自治体ＤＸやデジタル技術を活用した地域の課題解決等に懸命に取り組んでいるところでありますが、今後、更に積極的に対応していかなければなりません。

つきましては、行政のデジタル化施策の推進を図るため、左記項目の実現を強く要請いたします。

記

一　町村におけるデジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）の推進に当たっては、財政規模が小さく自主財源の乏しい町村にとって、財政負担が大きな課題となっていることから、積極的な財政支援を行うこと。

二　専門人材の確保・育成が将来にわたる課題となっていることから、現場ニーズを踏まえた人的支援を更に充実すること。また、国等における研修を更に充実するとともに、ｅ－ラーニング等も活用した教育カリキュラムや履修内容を体系化することにより、町村の人材育成を支援すること。

三　町村の情報システムの標準化・共同化及びガバメントクラウド（Gov-Cloud）を活用した標準準拠システムへの移行については、早期に的確な情報提供を行うこと。また、やむを得ない事情により令和七年度までに標準システムに移行できない町村に対し、不利益が生じないようにすること。

四　情報システムの更改に係る費用、クラウド化を行う際のデータ移行に係る費用のほか、システムの移行に係る新たな経費、影響を受けるシステムの改修費等、関連する経費については、国の責任において確実に措置すること。また、システム移行を支援するデジタル基盤改革支援補助金については、補助上限額の見直しや交付対象の拡大を図ること。

五　ガバメントクラウドの利用料については、その趣旨からも、可能な限り低額に設定すること。あわせて、ガバメントクラウド接続に係る経費、通信回線費等関連する経費について、十分な財政支援を行うこと。また、ガバメントクラウド以外のクラウド環境を利用する町村に対しても、十分な財政支援を行うこと。

六　マイナンバーカードに関する事務を担う町村の負担が過大とならないよう、申請や更新に係る手続及び事務の簡素化を図るとともに、令和七年度以降、電子証明書の有効期限の到来による更新手続の増加が想定されることから、システムの安全稼働等万全の対策を講じること。また、取得率の向上に資するため、カードの利活用の機会を増やすなど、住民がカード取得によるメリットを実感しやすい仕組みを構築すること。

本県の道路整備促進に関する要請

道路は、住民の安全・安心な生活を確保し、県土の均衡ある発展のために不可欠な社会基盤であり、その充実は、県内町村が均しく熱望するところです。安全・安心な交通と平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流の確保は、住民の命と暮らしを守るとともに、経済の活性化を図るために必要なものであり、道路ネットワークの整備と既存のネットワークを賢く使う取組の更なる推進が必要です。

つきましては、本県の道路整備が着実に進み、その効果が最大限発揮されるよう、左記項目の実現を強く要請いたします。

記

一　地方創生と国土強靱化に資する道路整備を計画的かつ着実に進めるため、必要な公共事業総額を持続的に確保すること。

二　特に財政事情が厳しい市町村の道路事業について、地域の実情に配慮して、事業費総額を持続的に確保すること。

三　長期安定的に道路整備・管理が進められるよう、新たな財源の創設を検討するとともに、令和六年度道路予算の所要額を確保すること。

四　近年、頻発化・激甚化・広域化する自然災害に鑑み、強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための五

か年加速化対策」に必要な予算・財源を安定的に確保し、計画的な事業の推進を図ること。

五　平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、上信自動車道や西毛広域幹線道路などを重要物流道路に指定し、重点整備するとともに、特車通行許可の迅速化を図ること。

六　災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの実現に向け、次の道路については、計画的な整備に必要な予算を十分に確保し、重点配分するとともに、着実に推進すること。

直轄事業

一般国道一七号（上武道路の四車線化、上信自動車道渋川西バイパス 等）

一般国道一八号（高崎安中拡幅 等）

一般国道五〇号（前橋笠懸道路 等）

県事業

上信自動車道

西毛広域幹線道路

東毛広域幹線道路（館林インター東から旧国道三五四号板倉・北川辺バイパス分岐交差点までの早期四車線化）

渡良瀬幹線道路　等

地域保健医療対策の推進に関する要請

急速な高齢化の進展、慢性疾患の増加等による疾病構造の変化、保健サービスに対する地域住民のニーズの高度化や多様化等に対処するため、総合的な地域保健医療対策を推進することが必要です。

また、新型コロナウイルス感染症については、五類感染症に移行しましたが、今後の感染状況によって、ワクチン接種をはじめとした感染対策に対する適切な支援が引き続き必要です。

つきましては、地域保健医療対策の推進を図るため、左記事項の実現を強く要請いたします。

記

一　地方における医師不足は深刻化しているため、定員配置等の規制的手法の導入や、過疎地域等での一定期間の勤務義務付けなど、医師の診療科偏在・地域偏在を抜本的に解消する仕組みを早急に確立するとともに、地域の実情に合った柔軟で実効ある需給調整の仕組みを構築すること。

二　医師の働き方改革については、拙速な推進によって、地域医療の崩壊を招くことがないよう、地域医療の実態を踏まえて、慎重に取り組むこと。

三　「介護離職ゼロ」を達成するため、介護サービス基盤を整備するとともに、介護従事者の養成や処遇改善、介護人材の広域的確保等により、介護サービスを支える介護人材の確保に引き続き取り組むこと。

また、中山間地域等においてもサービス提供事業者等による居宅サービスが適切に提供できるよう、新たな支援策を講じること。

四　新型コロナウイルス感染症については、五類感染症への移行後も地域医療体制を確保する必要があることから、引き続き感染状況や新たな変異株の発生等を慎重に見極め、状況に応じて適切な支援を速やかに実行すること。

また、今後ワクチン接種の方針に変更が生じる際は、接種現場の混乱を招かないよう、丁寧な情報提供を迅速に行うとともに、接種に係る必要な財政措置を講じること。

農畜産資材等の価格高騰への対策の早期実施に関する要請

県内町村にとって農業は基幹産業であり、安全・安心、高品質な農畜産物を消費者に安定的に供給することを理念に、生産者と農畜産関係団体・行政が一体となって、産地づくりに取り組んできたところであります。

しかしながら、ウクライナ情勢等を受け、世界規模で不確実性が高まっており、肥料価格、燃油価格、資材価格の急激な高騰により、農家・畜産農家の経営は厳しい状況に陥っております。

これまで国の農業政策の指針を基に、今日の農業基盤を構築してまいりましたが、急激な資材等の価格高騰が、直接的に農業経営費を引き上げる一方で、販売価格への転嫁が困難な状況下では、生産者の自助努力だけでは乗り切ることができず、再生産可能な農業経営を継続することが困難な状況にあります。

つきましては、左記事項を早期かつ確実に実施されますよう、強く要請いたします。

記

一　高騰している肥料、飼料並びに軽油等燃油及び今後大幅な値上がりが予測されるビニール等の被覆材、農機具、農薬など各種資材について、早期的な価格抑制対策を講ずること。

二　コスト上昇分をスムーズに価格転嫁できるよう、流通・加工業者をはじめ卸・販売業者等に対する環境整備を行うこと。特に、コスト高に苦しんでいる国内農業の現状について、国民から十分な理解が得られるよう啓蒙宣伝活動を広範囲に展開すること。

三　急激なコスト上昇に対するセーフティネット対策を確立するとともに、「経営所得安定対策」や「配合飼料価格安定対策事業」などを中・長期的な資材高騰に対応できるよう拡充すること。

全国町村長大会を開催し、全国926町村長が出席

全国的な防災・減災対策、国土強靱化の推進に関する緊急決議
少子化対策の推進とこども・子育て政策の強化に関する特別決議
農業・農村政策の一体的な推進による食料安全保障の確立等に関する特別決議
森林環境譲与税の譲与基準の見直しに関する特別決議 を採択

全国町村会主催の全国町村長大会が、令和五年十一月十五日正午から、東京・NHKホールで開催された。

大会は、町村長の総意を結集して、農山村の持つ多面的な価値の重要性を訴えるとともに、それぞれの町村が地域の特性や資源を活かした施策を自主的・自立的に展開できるよう、多様で個性溢れる町村の実現を目指す目的で毎年開催され、全国九百二十六の町村長、都道府県町村会関係者及び来賓の岸田文雄内閣総理大臣、額賀福志郎衆議院議長、長浜博行参議院副議長、鈴木淳司総務大臣、河野太郎デジタル田園都市国家構想担当大臣、茂木敏充自由民主党幹事長、渡部孝樹全国町村議会議長会会長など約千五百名が出席した。

はじめに、全国町村会 吉田隆行会長（広島県坂町長）から挨拶があり、「我が国の経済活動と国民生活は、物価高騰の影響により、依然として深刻な状況にあるが、岸田総理の強いリーダーシップのもと、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を取りまとめてもらった。全国町村会としても、政府と連携しながら、地域経済の再生・回復を図るため、全力を尽くす所存である。また、我が国において少子化対策は喫緊に対応すべき最重要課題であり、それぞれの町村では、地域の未来を担う子どもたちが希望にあふれ健やかに育つ環境づくりに懸命に取り組んでいる。こうした取組を積極的に推進できるよう、安定した地方財源と施策を担う人材の確保等について、国に格段の対応を求める。加えて、現在、食料・農業・農村基本法の見直しに係る政策が議論されているが、農業政策と農村政策は車の両輪であり、このことを前提とした見直しを、強く求めていく。最後に、町村が地域の課題解決に向けて積極的に取り組むためには、安定的な地方税財政基盤の確保が重要であり、地方交付税をはじめとする一般財源の総額が確実に確保されるよう、国に対し、引き続き強く求めていく。我々町村長は、相互の連携を一層強固にして、これらの課題に一致結束して、積極果敢に取り組んでいこう」と訴えた。

全国町村会 吉田会長

続いて、来賓の岸田内閣総理

大臣、額賀衆議院議長、長浜参議院副議長、鈴木総務大臣、河野デジタル田園都市国家構想担当大臣、茂木自由民主党幹事長、渡部全国町村議会議長会会長が挨拶を行った。

さらに、町村へのメッセージとして、岡﨑昌之 法政大学名誉教授が登壇し、「現下の日本では、様々な地域課題を抱えているが、例えば少子化対策については、離島や山間部の町村において、大都市の出生率をはるかに上回るような取組がなされている。このようなことを成し得た町村には、「現場に近い」、「住民に近い」、「職員に近い」という大都市にはない三つの優位性があり、これを活かしていくことで、町村こそが地域課題解決の最先端となる。生き生きとした町村の存在なくして、これからの日本の存続はありえない。全国の町村の更なる発展を大いに期待する」と町村長を激励した。

岸田文雄 内閣総理大臣

岡﨑昌之 法政大学名誉教授

最後に、議事として、矢田富郎 副会長・会長代行（石川県津幡町長）の議長のもと、決議、特別決議・緊急決議及び大会要望について、宮田秀利 行政委員会委員長（福島県塙町長）、西本安博 財政委員会委員長（奈良県安堵町長）、米本正明 経済農林委員会委員長（山口県和木町長）及び田島健一 副会長・会長代行（佐賀県白石町長）が提案理由の説明を行った後、それぞれ採択・決定され、大会を閉じた。

決　議

町村の多くは農山漁村地域にあり、文化・伝統の継承はもとより、食料の供給、水源かん養、自然環境の保全等、国民生活にとって極めて大きな役割を果たしてきた。

このように、国民共有のかけがえのない財産であり、日本人の「心のふるさと」である農山漁村を次世代に引き継いでいくことが我々の責務である。

しかしながら、東京一極集中が加速している状況の中で、町村は、急速な少子高齢化や人口減少、重要な産業である農林水産業の衰退など多くの課題を抱えており、また、総じて税源に乏しく厳しい財政運営を余儀なくされている。

このような中、物価高騰等による国民生活及び経済活動への影響が深刻化しており、加えて、自然災害も頻発している。

国と地方は総力を挙げて、度重なる災害からの復旧・復興と国土強靱化、東京一極集中の是正と地方創生の推進による分散型国づくりに取り組んでいかなくてはならない。

我々町村長は、相互の連携を一層強固なものにしながら、直面する課題に積極果敢に取り組み、地域特性や資源を活かした施策を展開し、豊かな住民生活と個性溢れる多様な地域づくりに邁進する決意である。

よって、町村が自主的・自立的に様々な施策を展開しうるよう、特に左記事項の実現を強く求めるものである。

記

一　少子化対策を推進し、こども・子育て政策を強化すること。

一　実効ある経済対策による地域経済の再生を図ること。

一　農業・農村政策の一体的な推進による食料安全保障の確立を図ること。

一　東日本大震災、豪雨災害等からの復旧・復興の加速と、全国的な防災・減災対策、国土強靱化を推進すること。

一　東京一極集中を是正し、分散型の国づくりを強力に推進すること。

一　デジタル田園都市国家構想交付金等を拡充し、デジタルを活用した地域活性化と地方創生の更なる推進を図ること。

一　町村にとって最重要課題である地方交付税等の一般財源総額を確保すること。

一　情報通信基盤とそのネットワークの一層の整備をはじめとするデジタル化施策を積極的に推進すること。

一　地方分権改革を推進すること。

一　地域からの脱炭素化を推進すること。

一　田園回帰の時代を拓き、都市と農山漁村の共生社会を実現すること。

一　森林整備の促進と国産木材の需要拡大等を通じた林業の振興と山村の活性化を図ること。

一　ＡＬＰＳ処理水の海洋放出に伴う、風評対策、水産業支援等の徹底を図るとともに水産業の振興、漁村の活性化に取り組むこと。

一　森林環境譲与税の対象となる森林・森林面積割合を見直すこと。

一　ゴルフ場利用税を断固として堅持すること。

一　参議院の合区を早急に解消すること。

一　領土・外交問題・国民の安全保障に毅然とした姿勢で臨むこと。

以上決議する。

全国的な防災・減災対策、国土強靱化の推進に関する緊急決議

未曽有の甚大な被害をもたらした東日本大震災以降も、大規模な地震や記録的豪雨、大型台風、大雪など様々な自然災害が、全国各地で毎年のように発生している。本年も六月から九月の記録的な豪雨により、全国の広い範囲で多くの人命や財産が失われるなど、甚大な被害をもたらした。

地域に暮らす人々の命と暮らしを守ることは、我々町村長に課せられた最大の使命であり、安全安心な地域社会を実現し、持続可能な活力ある地域を創生するためには、全国的な防災・減災対策、国土強靱化の取組を一層推進することが喫緊の課題である。

よって、全国九百二十六町村長の総意として、左記の項目を国に求めるものである。

一　国及び自治体の連携、産学官の連携を一層促進し、我が国の総力を結集して、いかなる災害にも対応できる強靱でしなやかな国土づくりを推進すること。

一　地震・豪雨等これまでの災害で被災した地域の早急な復旧・復興を図り、被災住民が一日も早く生活再建を果たせるよう、万全の措置を講じること。併せて、農林漁業者や商工業者の事業再開等に向け、きめ細やかな支援策を講じること。

一　「防災・減災、国土強靱化のための五か年加速化対策」については、激甚化・広域化する自然災害に対応するため、所要額を確保すること。

一　デジタル社会を支える重要な情報通信インフラである光ファイバ等について、条件不利地域等での公設事業による災害復旧については、道路等と同様の国庫補助制度及び地方債等地方財政措置を講じること。

一　人員の限られた町村においては、国の各地方関係機関の支援が極めて重要であることから、これらの組織体制の充実や機能強化とともに、町村との一層の連携協力体制を推進すること。

一　地域防災力の更なる充実強化を図るため、消防団、自主防災組織等の維持・充実や地域での防災活動活発化のための各般にわたる人的・財政的支援を拡充すること。

以上決議する。

少子化対策の推進とこども・子育て政策の強化に関する特別決議

我が国における少子化の急速な進行は、社会、経済、地域など様々な分野に深刻な影響を及ぼしている。町村の多くが人口減少の問題を抱えており、このまま少子化が進めば、地域の存続が危ぶまれるという深刻な状況に直面している。

このような中、地域に暮らす若い世代が明るい未来を展望できる社会を実現するため、それぞれの町村では、地方創生の取組等を通して、地域の振興発展と持続可能性を追求している。そして、豊かな自然と地域の人々の見守りのもとで、未来を担うこどもたちが希望にあふれ健やかに育つ環境づくりに懸命に取り組んでいる。私たちは全国各地のこのような取組の積み重ねが、我が国の少子化対策につながるものと確信している。

少子化対策は喫緊に対応しなくてはならない最重要課題であり、国と地方が緊密に連携し、こども・子育て政策を抜本的に強化して少子化傾向を反転させなくてはならない。

このため、全国九百二十六町村長の総意として、左記事項の実現を強く求めるものである。

一　我が国の少子化対策には、市町村が地域の実情や住民ニーズに応じて、創意工夫をこらして取り組んでいるこども・子育て支援施策の充実強化が極めて重要であるため、このような取組を積極的に推進することができるよう、長期的・安定的な地方財源の確保・充実を図ること。

また、市町村の財政力等によって地域間格差が生じることのないよう、全国一律に実施すべき総合的な施策については、国の責任と財源において必要な措置を講じた上で実施すること。

一　こども・子育て政策の強化を担う保育士をはじめとした人材については、特に地方部において不足していることから、その確保及び育成に対する支援を充実強化すること。

また、各般の政策の制度設計に当たっては、現場の意見を十分踏まえるとともに、市町村が予算措置も含め十分な準備期間を確保できるよう、実施に係るスキーム等を早期に示すこと。

一　若い世代が希望どおり結婚し、安心してこどもを産み育てるためには、雇用機会の確保や所得の向上等生活基盤の安定を図る必要があることから、地域における担い手の確保・育成、雇用環境の整備に向けた取組に対する支援を拡充強化すること。

また、地域少子化対策重点推進交付金の更なる拡充など、国による結婚支援を強化すること。

一　全てのこども・子育て世帯と妊産婦等に、市町村が切れ目のない包括的な支援を提供できるよう、伴走型相談支援や産後ケア事業等の実施に係る財政支援及び人材確保に対する支援を充実させること。

また、妊娠や出産後の行政

機関等への手続きの負担を減らすため、各種手続や申請等のオンライン化など「こども政策ＤＸ」を推進すること。

一　少子化対策の抜本的強化に向けて、「子ども・子育て支援新制度」を拡充強化するとともに、幼児教育・保育の無償化について、制度の充実・改善及び対象範囲の拡大を図ること。

また、こども医療費助成事業の全国統一的な制度としての無料化を実施すること。

一　いじめ、不登校、貧困やヤングケアラーなど困難な環境にあるこどもや若者への支援を総合的に推進するため、市町村による相談支援体制整備に必要な財政措置を講じるとともに、専門人材の配置拡充や育成・確保に対する支援の充実を図ること。

一　学ぶ意欲のある全てのこどもが、家庭の環境や経済状況に関わらず、希望する教育を受けることができるよう、高等学校等就学支援金の支給対象拡大や上限額の引き上げ、高校生等奨学給付金や高等教育の就学支援新制度の拡充等、高等学校・大学・専門学校等に関する教育費の更なる負担軽減を図るとともに、教育環境の整備について更なる支援を行うこと。

一　少子化の進行と人口減少という課題を克服し、持続可能な社会を実現するためには、「東京一極集中の是正」と「地方の活性化」は車の両輪の極めて重要な政策である。

地方から若者の流出を防ぎ、若い世代の移住定住を促進するため、雇用機会の確保や子育て環境の整備等を積極的に推進するなど、地方創生施策をはじめ関係府省の関連施策を充実強化すること。

以上決議する。

農業・農村政策の一体的な推進による食料安全保障の確立等に関する特別決議

我が国の農業は、国民の生命を支える食料の供給や国土や環境の保全等、様々な役割を果たしている。

一方で、国際情勢の悪化や気候変動、生産資材価格等の高騰は、食料の安定供給の確保のほか、担い手の減少等厳しい状況に置かれている我が国の農業の将来に、一層深刻な影響を与えている。

こうした状況にあって、現在、「国民一人一人の食料安全保障の確立」等を目指した、食料・農業・農村政策と、その指針となる食料・農業・農村基本法が見直されようとしている。

全国町村会は、かねてより農業政策と農村政策を一体的に検討することを強く主張してきた。

中山間地域を含む農村は、農業の基盤であることはもとより、人々が暮らすことによる自然資本の管理を通じて、経済活動のみならず、国土の保全や生態系の維持等に多大な貢献をしている。

また、歴史や伝統、文化、美しい景観を育んできた人々の心のよりどころでもある。

このような国家の礎である農業・農村を絶対に衰退させてはならない。

よって、食料・農業・農村政策および基本法の見直しにあたっては、全国九百二十六町村長の総意として左記の事項の実現を強く求める。

記

一　産業政策と地域政策が「車の両輪」であることを堅持し、農業政策と農村政策の一体的な推進によって食料安全保障の確立を図ること。

一　田園回帰の流れを汲み取った多様な担い手の確保や所得機会の創出、定住条件の整備等、農村政策を抜本的に強化すること。

一　鳥獣被害対策を基本法に位置付け、総合的かつ効果的な対策を継続的に実施すること。

一　農村環境や農村景観の維持・保全を基本法に位置付け、必要な対策を講じること。

以上決議する。

森林環境譲与税の譲与基準の見直しに関する特別決議

森林環境税・森林環境譲与税は、森林・山村地域の自治体をはじめ、多くの町村関係者等の長年にわたる運動を経て、地球温暖化防止や災害防止等を図るために創設された極めて貴重な財源である。令和元年度からの譲与開始以降、間伐等の森林整備や木材利用・普及啓発等に充当され、その取組実績は着実に増加している。

とりわけ、森林・山村地域においては、これまで放置されてきた森林について、所有者の意向調査や境界確認、間伐等の森林整備、担い手の確保への活用が進んでいる。

一方、気候変動の影響による洪水被害が度重なっていることに加え、税創設以降に生じたカーボンニュートラルの実現や花粉症対策の加速化といった新たな課題の対応に向けて、森林整備をより一層進めていく必要がある。

山村地域においては、森林の所有者や境界の確定、再造林における鳥獣被害対策、林業の担い手確保等、今なお残る大きな課題に対応しながら、森林整備を進めており、さらなる財源の確保が必要となっている。

このため、森林環境譲与税の譲与基準については、森林・山村地域の森林整備がより一層進展するよう、対象となる森林や森林面積割合を見直すことを強く求める。

以上決議する。

第67回
町村議会議長全国大会

昨年11月29日（水）、東京・ＮＨＫホールにおいて全国の町村議会議長など関係者約1,600人が出席する中、第67回町村議会議長全国大会（第48回豪雪地帯町村議会議長全国大会も併催）が開催された。

大会は、畠田副会長（福岡県会長）の開会のことばにより開会し、渡部会長（北海道会長）の会長挨拶、寺本副会長（三重県会長）の大会宣言朗読の後、国会等の公務により出席が叶わなかった岸田内閣総理大臣の代理として出席した小里内閣総理補佐官から総理のメッセージが披露された。続いて、渡邊総務副大臣、石川内閣府副大臣、工藤内閣府副大臣、森山自由民主党総務会長、吉田全国町村会長からそれぞれ祝辞が述べられた。

続いて、公務のため出席が叶わなかった額賀衆議院議長及び長浜参議院副議長から寄せられたメッセージを赤松事務総長が披露した。

議事に入り、要望事項、決議及び特別決議が満場一致で採択され、併せて、我が国の国土面積の約半分を占める豪雪地帯対策の趣旨説明及び要望事項が丹野豪雪議長会会長（山形県会長）から提案され、満場一致で決定した。

最後に、井下理事（香川県会長）の閉会のことばにより、盛会裏のうちに大会を閉じた。

大会終了後、「地域から輝く

日本へ～未来への選択と責任～」と題し、フリーキャスター・事業創造大学院大学客員教授の伊藤聡子氏による町村議会議長全国研修会が行われた。

宣言

町村は、食料やエネルギーの供給、水源涵養、国土保全といった国民生活を支える役割を果たすとともに、地域資源を活かした産業を創出し、地域に根付いた伝統を継承しながら個性あふれる多様な地域づくりを進め、豊かな文化を育んできた。

しかしながら、多くの町村においては、長期的な人口減少や東京一極集中により過疎化・少子高齢化が深刻な問題となっており、基幹産業である農林水産業が担い手不足により衰退するなど、地域活力が減退している。

また、頻発する自然災害や、原油価格・物価の高騰が、国民生活や経済活動に深刻な影響を及ぼしている。

加えて、町村は総じて自主財源が乏しい中で、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災事業など、増大する役割に迅速・的確に対応していかなければならない。

このような状況において、持続可能な地域社会を確立するためには、地方交付税等の一般財源総額の確保・充実により、少子化対策及びこども・子育て政策、デジタル社会・脱炭素社会の推進など、真の地方創生とデジタル田園都市国家構想の実現に向けた取組を強力に進めていく必要がある。

また、こうした取組を町村の実情に沿って展開していくためには、町村議会の活性化や住民の議会に対する関心・理解を深めること等も必要であり、議会の機能強化及び多様な人材が議会に参画するための環境整備が不可欠である。

よって、全国町村議会議長会は、本日、「第六十七回町村議会議長全国大会」を開催し、一致結束して、果敢に行動していくことをここに誓う。

以上、宣言する。

決議

町村が地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを行うためには、国と地方が確固たる信頼関係の下、安定的かつ効果的な施策を展開していかなければならない。

よって、国においては、令和六年度の予算編成及び施策の策定に当たっては、本会の要望を踏まえ、下記事項を積極的に推進されるよう、強く要請する。

記

一　議会の機能強化及び多様な人材が参画するための環境整備
一　東日本大震災からの復興、原子力発電所事故への対応及び大規模災害対策の確立等
一　地方創生とデジタル化の更なる推進
一　参議院選挙における合区の解消
一　分権型社会の実現と道州制導入反対
一　町村財政の強化
一　少子化対策及びこども・子育て政策の推進
一　デジタル社会の実現に向けた施策の推進
一　脱炭素社会の実現等に向けた環境保全対策の推進
一　農業・農村振興対策の強化
一　森林・林業・山村振興対策の強化
一　水産業・漁村振興対策の強化
一　地域商工業等振興対策の強化
一　地域保健医療の向上
一　医療保険制度の改善
一　介護保険制度の充実
一　高齢者福祉、障がい者福祉の推進
一　教育・文化の振興
一　国土政策の推進
一　交通体系の整備促進
一　生活環境施設の整備促進
一　消防体制の強化
一　人権擁護の推進
一　特定地域の振興
一　北方領土の早期返還の実現、竹島の領土権確立及び尖閣諸島海域での安全操業の確保
一　国民保護・安全対策等の推進
一　基地対策の推進
一　監査機能の強化

以上、決議する。

東日本大震災からの復興、原子力発電所事故への対応及び大規模災害対策の確立等を求める特別決議

我が国は、その位置、地形、地質、気象等の自然条件から、台風、豪雨、豪雪、洪水、土砂災害、地震、津波、火山噴火等の自然災害が発生しやすい国土となっている。

東日本大震災以降も、平成二十八年熊本地震や平成三十年北海道胆振東部地震等の大地震、集中豪雨・台風等により甚大な被害が発生しており、住民生活や経済活動に深刻な影響を及ぼしている。

また、未曽有の大災害となった東日本大震災の被災地では、復興の総仕上げの段階へと進みつつあるが、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響が大きい福島県では、住民帰還促進に向けた環境整備、被災者の生活再建、風評・風化対策に加え、廃炉やＡＬＰＳ処理水の対応など、今もなお課題が山積している。

このように、復興への道程は、災害の規模や程度によって地域ごとにばらつきがあること、また、復旧・復興を担う町村の財政基盤は脆弱であることから、地域の実情に即した復興事業を進めるためには、財政、政策両面における国の支援が必要不可欠である。

よって、国においては、被災町村の意見を十分に踏まえ、大規模自然災害からの復興対策を

講じるとともに、これまでの教訓を踏まえ、頻発化・激甚化する自然災害への対策を確立するよう、強く要請する。

少子化対策の推進とこども・子育て政策の強化を求める特別決議

我が国における少子化の急速な進行は、社会、経済、地域など様々な分野に深刻な影響を及ぼしている。特に、町村の多くは人口減少の問題を抱えており、地域の存続が危ぶまれるという深刻な状況に直面している。

少子化対策は喫緊に対応が必要な最重要課題であり、国と地方が緊密に連携し、こども・子育て政策を抜本的に強化することで、少子化傾向を反転させなくてはならない。

こうした中、町村が地域の実情や住民ニーズに応じて、創意工夫をこらして取り組んでいるこども・子育て支援施策の充実強化が極めて重要である。

よって、国においては、このような取組を積極的に推進することができるよう、長期的・安定的な地方財源の確保・充実を図ることを、強く要請する。

併せて、全国一律に実施すべき総合的な施策については、町村の財政力等によって地域間格差が生じることのないよう、国の責任と財源において必要な措置を講じた上で実施することを、強く要請する。

以上、特別決議する。

農業・農村政策の一体的な推進による食料安全保障の確立を求める特別決議

我が国の農業・農村は、国民の生命を支える食料の供給、国土の保全並びに生態系の維持等、様々な役割を果たしている。

しかしながら、人口減少・消費者ニーズの多様化による国内市場の縮小、国際情勢の悪化・気候変動、生産資材等の価格高騰は、担い手の減少等によって厳しい状況に置かれている農業・農村に対して、一層深刻な影響を与えている。

こうした中、活力ある農業・農村を次の世代につなぐためには、農業の成長産業化に向けた産業政策と多面的機能の維持・発揮などの地域政策を切り離すことなく、「車の両輪」として一体的に推進するとともに、「田園回帰」の流れを汲み取った多様な担い手の確保、所得機会の創出、定住条件の整備等を強化することが必要不可欠である。

よって、国においては、以上の事項を食料・農業・農村基本法の改正に反映させ、農業・農村政策の一体的な推進による食料安全保障の確立を図るよう、強く要請する。

以上、特別決議する。

第48回

豪雪地帯町村議会議長全国大会

宣言

豪雪地帯は、豊かな土地、清澄な水資源、優れた自然環境等に恵まれており、これらを有効に活用し、地球温暖化の防止、水源涵養、食料生産、国土保全など、国民生活の根底を支える公益的機能を果たしている。

しかしながら、積雪寒冷という厳しい自然条件下にある豪雪地帯町村においては、人口減少や高齢化の進行により雪処理の担い手が不足する中で、除排雪作業中の死傷事故、積雪による空き家の倒壊等の問題が生じている。

また、近年の突発的かつ局地的な大雪は、幹線道路での車両の立ち往生や農業施設被害をもたらし、地域住民の生活や経済活動に深刻な事態を招いており、早急な対応が求められている。

このような状況において、豪雪地帯町村が人口減少の克服と地方創生を実現し、安全・安心で、雪と親しみ、雪と共生した魅力ある地域社会の形成に寄与するためには、これまで以上に国・都道府県と連携し、効果的かつ効率的な振興対策を展開することが不可欠である。

よって、全国豪雪地帯町村議会議長会は、本日、「第四十八回豪雪地帯町村議会議長全国大会」を開催し、一致結束して、果敢に行動していくことをここに誓う。

以上、宣言する。

決議

豪雪地帯の個性と活力ある発展と住民福祉の向上を図るためには、雪害防除等の克雪対策に加え、利雪・親雪対策に国土保全を含めた総合的な豪雪地帯振興対策を確立し、豪雪地帯の活性化を図ることが不可欠である。

よって、国において、令和六年度の豪雪地帯の振興に当たっては、豪雪地帯対策基本計画に基づき、道府県計画を最大限尊重しつつ、下記事項を積極的に推進されるよう強く要望する。

記

一　豪雪地帯対策の充実強化
一　冬期交通・通信の確保
一　農林業及び産業振興対策の強化
一　学校教育施設・生活環境施設・社会福祉施設等の整備及び医療対策の強化
一　定住・居住環境の向上
一　消防・防災体制及び雪害対策の強化
一　調査・研究等の総合的な推進
一　税財政措置の確保

以上、決議する。

道路整備促進、地域保健医療対策の推進及び議員の待遇改善等に関する５項目を要望

「群馬県関係国会議員と町村議長との意見交換・懇談会」及び「町村議会議長研修会」を開催

群馬県町村議会議長会は、昨年十一月二十八日、東京・グランドアーク半蔵門において、県関係国会議員と二十三町村議会議長が意見交換を通じて国・地方相互の理解を深め、今後の町村政運営に役立てることを目的として「群馬県関係国会議員と町村議会議長との意見交換・懇談会」を開催した。

石内会長の開会挨拶に続き、河野事務局長の要望事項の説明後、出席した九名の国会議員各位から要望事項に対するコメントがあった。

また、翌日二十九日は、一般社団法人地方公共団体政策支援機構上席研究員の長内紳悟氏を講師に招き議長研修会を開催した。

長内氏からは参加者である本県内の町村のデータを用いながら、政策研究のためにはデータの収集整理及び分析が重要なことや、データの入手方法は各省庁や自治体が提供している統計データを十分に活用することができる点などを解説していただき、出席者は熱心に聴講したうえ、活発に質問をしていた。

研修会終了後、町村議会議長全国大会に出席した。

【重点要望事項】

一．本県の道路整備促進に関する要望

道路は、住民の安全・安心な生活を確保し、県土の均衡ある発展のために不可欠な社会基盤であり、その充実は、県内町村が均しく熱望するところです。

安全・安心な交通と平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流の確保は、住民の命と暮らしを守るとともに、経済の活性化を図るために必要なものであり、道路ネットワークの整備と既存のネットワークを賢く使う取組の更なる推進が必要です。

つきましては、本県の道路整備が着実に進み、その効果が最大限発揮されるよう、必要な公共事業総額を確保するとともに、特に財政事情が厳しい市町村の道路事業について、地域の実情に配慮した事業費総額を持続的に確保することを要望します。

二．地域保健医療対策の推進に関する要望

急速な高齢化の進展、慢性疾患の増加等による疾病構造の変化、保健サービスに対する地域住民のニーズの高度化や多様化等に対処するため、総合的な地域保健医療対策を推進することが必要です。

一方で、地方における医師不足は深刻化しており、定員配置等の規制的手法の導入や過疎地域等での一定期間の勤務義務付けなど、医師の診療科偏在・地域偏在を抜本的に解消する仕組みの確立が早急に望まれています。

つきましては、本県における地域保健医療対策の推進を図るため、医師の配置など地域の実情に合った柔軟で実効ある需給調整の仕組みが構築されることを要望します。

三．低額な議員報酬の改善に関する要望

令和四年七月現在の町村議会の議員報酬月額は全国平均で約二十一万七千円であり、これだけでは生計を維持できないほどの低水準になっており、このことが議員のなり手不足の要因の一つになっていると考えられます。

議員報酬の額は条例で定めることとされていることから、議員報酬の水準については、各町村議会において、適正な水準を議論し、住民への説明責任を果たしながら自主的に決定する必要がありますが、抜本的な改善のためには、町村に対する財政措置の充実等、国において議員報酬を引き上げやすくするための環境整備を図ることが必要です。

つきましては、低額である町村議会の議員報酬を改善するため、町村に対する財政措置の充実等の環境整備が図られることを要望します。

四．休暇・休職・復職制度に関する要望

近年の町村議会議員選挙においては、投票率の低下とともに、無投票当選者の割合の増加や定数割れが生じるなど、議員のなり手不足が深刻化しています。

このような状況を打開し、多様な人材が議会に参画できるようにするためには、立候補を阻害する要因を取り除き、志を抱く誰もが議員として活躍できる環境を整備しなければなりません。

つきましては、若者や女性、会社員など多様な人材の議会への参画を促進するため、議員への立候補や議会・議員活動のための休暇・休職制度と議員退職後の復職制度を整備されることを要望します。

五．厚生年金への地方議会議員の加入に関する要望

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっています。このため、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められています。

このような中、志を抱く誰もが議員として直接参画しやすい環境を整えていくことは、民主主義を維持発展させていくための喫緊課題です。

また、厚生年金の適用拡大が我が国のすう勢となっており、地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、老後の生活や家族の心配を軽減し議員に立候補するための環境の改善につながります。

つきましては、国民の幅広い政治参加や地方議会への多様な人材参画を促進する観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現されることを要望します。

『町村議会デジタル化に向けて
～第三十三次地方制度調査会答申を踏まえて～』

一般社団法人
地方公共団体政策支援機構
上席研究員
長内　紳悟 氏

当選議長の紹介

邑楽郡千代田町　高橋　祐二
九月二十九日　当選

甘楽郡南牧村　相馬　政之
十月三日　当選

佐波郡玉村町　石内　國雄
十月二十七日　当選

群馬県町村議会議員研修会開催

群馬県町村議会議長会は、昨年十一月二日（木）吉岡町文化センターにおいて「群馬県町村議会議員研修会」を開催し、県内の町村議会議員及び事務局職員三百人が参加した。

今回は、上智大学法学部教授の三浦まり氏及び元ＮＨＫ政治部記者・元ＮＨＫ会長秘書の三浦元氏の二人から次の演題によりご講演いただき、参加者は、ここで学んだ内容を地元での活動に役立てようと熱心に聴講していた。

地域活性化とテレビ

元ＮＨＫ政治部記者・
元ＮＨＫ会長秘書
三浦　　元

地方議会における議会の目指すべき多様性とは
～議会ハラスメントの現状と対策～

上智大学法学部教授
三浦　まり

町村議会広報研修会及び町村議会広報クリニックを開催

昨年十一月二十一日(火)広報研修会、翌二十二日(水)広報クリニックを前橋市・群馬県市町村会館において開催した。

この研修会は、昨年度から全国町村議会議長会方式を取り入れ、二日に分けて開催し、両日あわせて延べ十九町村、百十七人が受講した。

講師に議会広報サポーターの芳野政明氏を迎え、議会広報の基本と編集について研修会が行われた。

研修会で芳野講師は、「議会広報紙の役割とは、議会の「見える」化が必要なことと、住民との「信頼関係」が必要であると述べ、住民の方を積極的に紙面に登場させ、親しみやすい紙面づくりが「読みたくなる」、「手に取りやすい」紙面に繋がるとのアドバイスがあった。

また、希望する町村の議会広報クリニックが行われ、榛東村、吉岡町、玉村町及び千代田町の議会広報紙を教材として、各広報紙の企画の内容や実践的な編集技術の方法について学んだ。

クリニックを聴講した中之条町議会の出席者を含め、熱心に意見交換していた。

芳野講師

第69回 町村議会実態調査から

住民に開かれた議会の発展を目指す

全国町村議会議長会では、毎年七月一日現在における全国の町村議会の実態を調査し、今年度調査で第六十九回を迎えた。

ここでは、その調査結果から、本県町村データで参考になると思われるものを抜き出し掲載する。

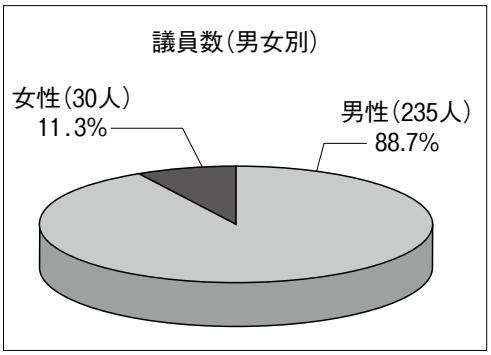

一　議員数（総数）

議員定数二七〇人［対前年比七人減］、議員実数は二六五人

二　議員数（男女別）

男女別議員数はグラフのとおり。なお前年に比べ、男性は九人減、女性は四人増となった。

三　議員数（在職年数）

「別表1」のとおり

別表1　議員数（在職年数）

在職年数	議員数	構成比
12年未満	190人	71.7％
12年以上 24年未満	60人	22.6％
24年以上 40年未満	14人	5.3％
40年以上	1人	0.4％

四　議員数（年齢構成）

「別表2」のとおり

五　常任委員会

設置数は次のとおり

四委員会　一町

三委員会　五町村

二委員会　十七町村

委員定数は、最多十五人、最少四人

六　議会運営委員会

全町村で設置。委員定数は、平均五・三人

七　議会事務局

全町村で設置。専任職員は、事務局長五人、職員十三人、

一議会あたりの専任職員数は〇・七人。兼任職員を含めると二・五人

一議員あたりの職員数は、〇・二一人

八　議会広報活動

議会広報は、全町村で発行。うち二十一町村が議会単独発行ホームページも全町村で開設

別表2　議員数（年齢構成）

年　齢	議員数	構成比
25歳以上 30歳未満	1人	0.4%
30歳以上 40歳未満	6人	2.3%
40歳以上 50歳未満	25人	9.4%
50歳以上 60歳未満	45人	17.0%
60歳以上 70歳未満	95人	35.8%
70歳以上 80歳未満	87人	32.8%
80歳以上	6人	2.3%

九　本会議

一町村あたりの開催状況は次のとおり

（一）定例会

年四回開催が二十二町村、通年議会としているのは一町

年間の本会議日数は平均十一・一日、一般質問者数は十七・三人、傍聴者数は五十九人

（二）臨時会

二十町村で開催。うち開催回数は平均三・六回、本会議日数は三・六日、傍聴者数は六・一人

十　議員報酬、費用弁償

（一）議員報酬

「別表3」のとおり

平均の対前年比では全役職で前年を上回った。

（二）費用弁償

本会議、委員会出席に係る費用弁償は、二町村で実費支給している。

十一　議会基本条例

十三町村（榛東村、吉岡町、下仁田町、南牧村、中之条町、東吾妻町、片品村、昭和村、玉村町、板倉町、千代田町、大泉町及び邑楽町）が制定している。［対前年比同］

別表3　議員報酬　　単位：円

区　分		議　長	副議長	議　員	常任委員長	議運委員長
R5.7.1	本県平均	299,522	235,087	213,913	222,565	222,522
R4.7.1	本県平均	294,304	230,435	209,522	218,087	218,043
対前年比（%）		101.8%	102.0%	102.1%	102.1%	102.1%

安い掛金で大きな補償！

全国町村職員生活協同組合は、町村等職員が組合員となっていただく職域生協です。
町村等職員であればどなたでもご加入いただけます。退職後も、継続利用いただけます。
剰余金の割戻もあります。剰余金が生じたときは、**払込共済掛金に応じて剰余金を割戻します。**

火災共済事業

掛金と共済金額

火災共済掛金は、１口10万円につき60円
契約最高限度額は、600口、6,000万円が限度です

共済契約の最高限度			
区分	加入口数	共済金額	共済掛金（年額）
建物のみの場合	400口	4,000万円	**24,000円**
動産のみの場合	200口	2,000万円	**12,000円**
建物と動産を併せた場合	600口	6,000万円	**36,000円**

自動車共済事業

① 事故解決のため、全国に査定専門員を配置し、示談交渉サービスを行っています。
② 24時間年中無休の事故受付。フリーダイヤルによる夜間・休日の事故受付及び事故現場での対処方法など緊急時の相談業務を行っています。
③ 万が一事故を起しても、掛金額が上がることはありません！
④ 無料のロードサービスもついています。

掛金

共済金額 ＼ 用途及び車種区分		共済掛金（年額）			
		自家用普通･小型乗用（660cc超）	自家用軽四輪自動車（660cc以下）	自動二輪車（125cc超）	原動機付自転車（125cc以下）
A型	対人賠償共済 無制限 対物賠償共済 1,000万円 自損事故傷害共済 1,500万円 限定搭乗者傷害共済 500万円	**30,000円**	**19,000円**	**17,000円**	**12,000円**
B型	対人賠償共済 無制限 対物賠償共済 無制限 自損事故傷害共済 1,500万円 限定搭乗者傷害共済 1,000万円	**33,000円**	**21,000円**	**20,000円**	**14,000円**

下記の共済金をお支払します。

◎対物賠償共済金
（他人の財物を壊したとき）
◎限定搭乗者傷害共済金
（同乗の家族が死傷したとき）

◎対人賠償共済金
（他人を死傷させたとき）
◎他車運転特約共済金
（他人の車を運転中に事故にあったとき）

◎無共済等自動車傷害共済金
（無保険車との事故で死亡・後遺障害となったとき）
◎自損事故傷害共済金
（単独事故で死傷したとき）

車両共済（保険）

ご自身のお車を補償します。町村生協の自動車共済に既にご加入の場合
無料のロードアシスタンスもついてきます。
（町村生協の自動車共済とは別に加入手続きが必要です）

最高43％OFF

お問合せ
資料請求は

〒371-0846 前橋市元総社町335-8 市町村会館6F
全国町村職員生活協同組合群馬県支部（群馬県町村会内）
TEL 027-290-1352 ／ FAX 027-255-5302
Homepage http://www.zcss.jp/

議長随想

この町に住んでよかった町づくり。希望のみえる町。

中之条町議会議長　安原　賢一

中之条町は、群馬県の北西部に位置し、長野県・新潟県に接し、上信越高原国立公園に指定され、面積は四三九・二八平方キロメートルで、山林が八五パーセントを占める群馬県内で四番目に広い町村です。人口は一万四七五七人（令和五年四月一日）で、観光業と農業が産業の中心となっています。昭和三十年に四つの町村が合併し平成二十二年に六合村を編入合併しました。

国指定天然記念物チャツボミゴケ生物群集の鉄鉱生成地

六合地区は、天空の湖の野反湖を始め、貴重な高山植物の宝庫である芳ヶ平湿地群は平成二十七年五月にラムサール条約に登録されました

また、平成二十九年には六合チャツボミゴケ生物群集の鉄鉱生成地が国の天然記念物の指定を受けております。

これに関連する旧太子駅の復元も行われ、平成三十年から一般公開を行い、日本一の無蓋車保有数を誇り、現在六両の無蓋車の展示があり、令和三年二月にはホッパー棟が登録有形文化財に登録されました。さらに六合の赤岩地区重要伝統的建造物群保存地区も磨きをかけ、交流人口の増加対策を行っています。

登録有形文化財　旧太子駅　ホッパー棟

さらに、中之条まちなか五時間リレーマラソン、中之条ビエンナーレ国際現代芸術祭にも取り組んでいます。また、「再生可能エネルギーのまち中之条」宣言をし、太陽光発電や小水力発電を行い、全国初となる自治体主導の一般社団法人中之条電力を設立し、電力の自由化に対応した小売電気事業を株式会社中之条パワーに事業継承し、公共施設のほか町内の一般家庭にも供給しています。

令和三年四月にグランドオープンした中之条ガーデンズでは、四百種類のバラが次々と花をつけます。そのローズガーデンの最盛期には多くのお客様にお越しいただき、花を通じた町づくりによる情報発信と地域経済の活性化を図っています。

中之条ガーデンズ（ローズガーデン）

また、基幹産業としての林業力向上を目指し、山林の整備と木材の有効利用を目的にし、令和五年九月三十日に中之条町木材活用センターを開業しました。豊富な森林資源を余すことなく活用することで、林業の基盤産業強化と地域経済の浮揚を目指します。廃校を木材の集積地に転用し、複数の事業が生みだされる経済活動の「見える化」を図ることで、人口減や過疎化に苦しむ山村地域に活力をもたらします。

平成三十年に議会基本条例、通年議会関連の条例・規則を制定しました。町民参加や町民との協働を促進し、情報公開や説明責任を果たすとともに、議会権能を発揮して政策提言や提案を柱に開かれた町議会を実現し、持続的で豊かな町づくりに寄与することを目的としています。地方主権時代にふさわしい議会及び議員活動の活性化と充実のために必要な事項と考えています。

平成三十一年からは、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信も行っています。

「信頼される議会を目指して～行動する議会・発信する議会・開かれた議会へ」を改革スローガンに、令和五年の改選後には、議会改革推進特別委員会を設置しました。議会モニター制度や議会サポーター制度の導入や、議会の情報発信にSNSの活用・議会のDX化などを取り入れた改革を進め、議会機能の充実に努めています。

今後も町活性化のため、議員一丸となって、開かれた議会、そして希望のみえる町づくりに取り組んでいきたいと思います。

退職手当支給事務

④　定年延長に係る退職手当について

○定年延長による影響について

令和５年度から定年が段階的に65歳まで引き上げられる関係で、退職手当について不安に感じる職員もいらっしゃると思います。特に、新定年前に退職したい場合や、60歳を超え、役職定年による降任や給料月額７割措置により給料月額が下がった場合など、退職手当が低くなってしまうのではと思われるかもしれませんが、退職手当の制度により基本的には60歳で退職した場合と比較しても不利益にならないよう設計されています。

○退職事由について

定年が延長され、60歳に達しても定年年齢に到達しなくなりましたが、60歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職した場合には、自己都合扱いではなく定年退職扱いすることとされています。

○ピーク時特例について

基礎在職期間中に減額改定以外の理由により給料月額が減額された事がある場合において、減額前の給料月額が退職日給料月額よりも多いときは、退職手当の基本額を次の①と②を合計した額とします。

①退職手当の減額日前日に実際の退職事由と同一の事由により退職した場合の支給率と、減額前の給料月額を基礎として計算した場合の額

②退職日給料月額を基礎として、「実際の退職日で退職した場合の支給率－①の支給率」を乗じて得た額

給料月額７割措置や役職定年は60歳に達した日後最初の４月１日に行われるであろうことから、減額日前日が従来の定年退職日と同一となりますので、60歳を超えて勤務する職員が退職した場合でも、基本的には不利益にならないとされています。

○ピーク時特例の注意点

ピーク時特例の適用により、60歳で退職した場合と比較して退職手当が下がらないとされていますが、次のケースにおいては、少なくなる可能性があります。

①支給率の引き下げなど、退職手当制度の改正が行われた場合

②その者に非違により退職した場合（懲戒処分相当の行為による退職）

③給料月額７割措置又は役職定年による給料月額の減額と、給料月額の減額改定が同日に行われた場合

④給料月額７割措置が行われる前に、減額改定以外の理由による減額（※）が行われた場合

※ 希望降任、役職定年による降任又は転任（降給を伴う転任）並びに分限処分による降格等

⑤退職後、引き続いて他の地方公共団体の地方公務員又は国家公務員になった場合（通算になる場合）

⑥他の地方公共団体を退職後、引き続いて本組合の共同処理団体の職員になった場合（通算になる場合）

⑦税制改正により退職所得に係る所得税又は住民税の算出方法が変わった場合（退職所得に関する税制等の改正が行われた場合）

これからの主な行事予定

群馬県町村会関係	日　程	会　　場
理事会	１月12日㈮	市町村会館　特別会議室
総合事務組合議会　第１回定例会	２月２日㈮	市町村会館　特別会議室
定期総会	２月16日㈮	市町村会館　大会議室
会計管理者研修会	２月26日㈪	市町村会館　501研修室

群馬県町村議会議長会関係	日　程	会　　場
正副会長会議	１月11日㈭	市町村会館　議長会役員室
理事会	１月19日㈮	市町村会館　特別会議室
定期総会	２月20日㈫	市町村会館　大会議室

令和６年　町村長･町村議会議員任期満了日一覧

町　村　長	
町 村 名	月　日
玉村町	１月31日
千代田町	３月24日
昭和村	５月30日
甘楽町	７月22日
板倉町	11月16日
下仁田町	12月４日

町村議会議員	
町 村 名	月　日
千代田町	３月30日